

子ども未来部

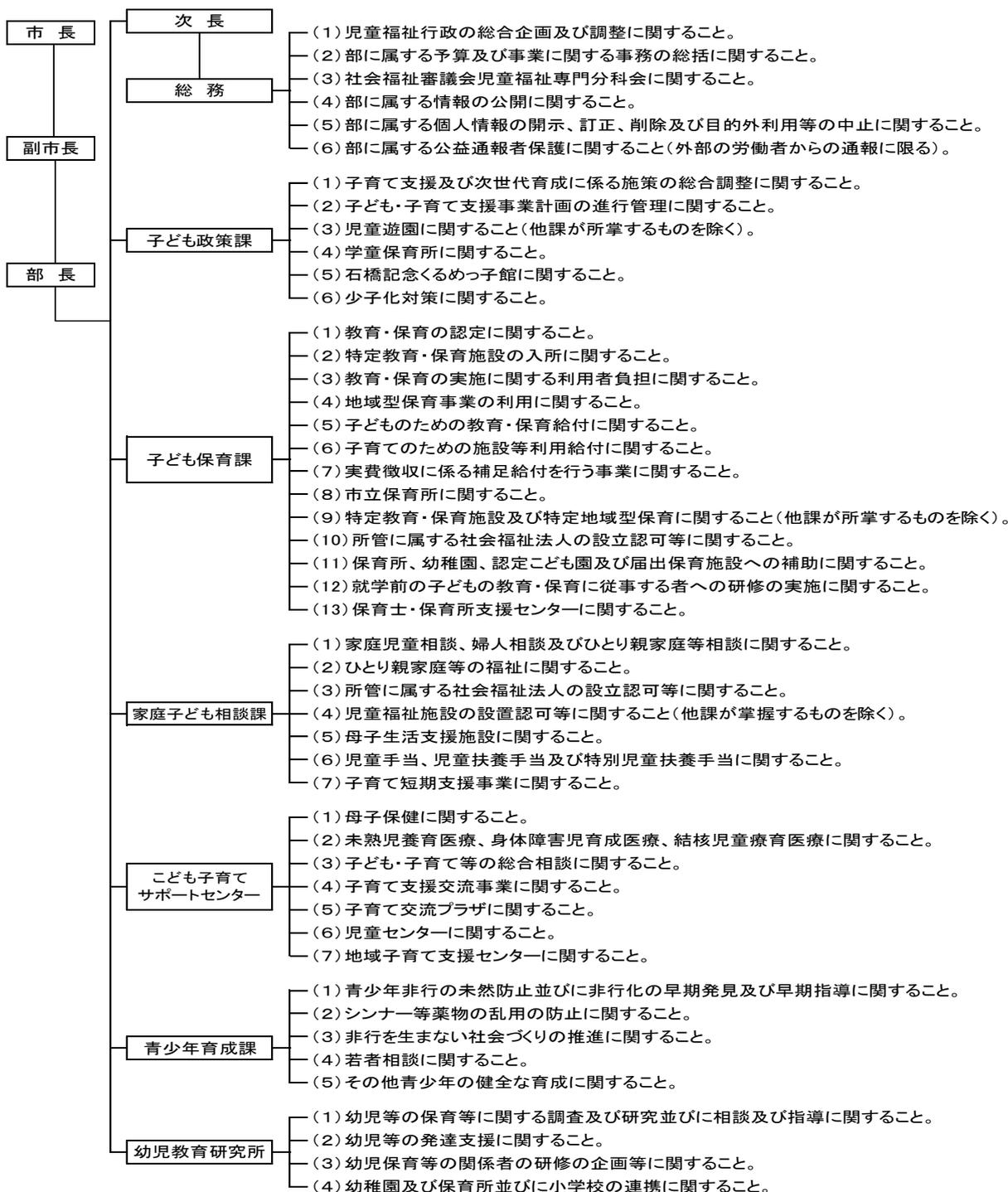
子ども未来部

1. 子ども未来部職員数

(令和6年5月1日現在)

	部長級		課長級				課長補佐級			主査級				一般職				小計	任期付職員	再任用職員	会計年度任用職員ノ種	フルタイム会計年度任用職員	合計			
	一般事務職	一般事務職	一般事務職	医療職	教育職	助産職	精神保健福祉職	一般事務職	保健職	保育職	一般事務職	教育職	保健職	栄養職	保育職	一般事務職	教育職							保健職	栄養職	保育職
総務	1	1					1			2					1							6	1			7
子ども政策課			1				1								2					1		5	1		1	7
子ども保育課			2				3		9	3				11	9				2	44		83	2	7	55	147
家庭子ども相談課			1			1	4	1		2				1	6		0		1			17	10	1	10	38
こども子育て センター			2			0	1	2		2		4		7	4		13	1	2			38	11	2	3	54
青少年育成課			1				1								1							3	3		9	15
幼児教育研究所				1	1						1								1			4	3	2		9
合計	1	1	7	1	1	0	1	11	3	9	9	1	4	19	23		13	3	49			156	31	12	23	277

2. 子ども未来部機構及び分掌事務



社会福祉

I. 婦人保護

1. 婦人保護事業

事業名 婦人保護事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	昭和 32 年度		
6 年度予算	453 千円	前年度決算	360 千円
補助率	相談員費：国 1/2	根拠法令等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、DV防止法

目的 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく保護、援助を必要とする女性及びDV防止法に基づく被害女性を対象として、助言や心理的サポートを行い、さらに緊急避難が必要な場合には、身柄を保護する。

婦人保護相談状況 (来訪者)

(単位：人)

年度		R1	R2	R3	R4	R5
区分						
本人の問題	生活困窮	3	7	4	10	11
	借金・サラ金	0	0	4	0	0
	求職	1	2	0	0	0
	病気	1	0	0	1	1
	精神的問題	0	0	2	1	3
	未婚の母	0	0	1	0	1
	不純異性交遊	0	0	0	0	0
	男女問題	2	3	2	0	4
	帰住先なし	0	0	2	1	0
	その他	0	10	5	3	2
家庭の問題	夫の暴力・酒乱	104	197	110	127	131
	その他の夫の問題	1	3	4	3	11
	離婚問題	16	25	9	23	34
	子どもの養育不能	0	0	0	1	1
	子どもの問題	12	5	25	12	38
	家庭不和	5	4	7	1	5
	その他	70	148	154	105	156
その他	売春強要	0	0	0	0	0
	住居問題	58	0	153	138	41
	ヒモ・暴力団関係	0	0	0	0	0
	その他	2	11	0	0	0
5 条 違 反		0	0	0	0	0
計		275	415	482	426	439

2. 婦人保護移送費

事業名 婦人保護移送費 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	昭和 32 年度		
6 年度予算	80千円	前年度決算	15千円
補助率	国 1/2	根拠法令等	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目的 暴力からの逃避や放浪、売春等により身柄の保護が必要な場合の移送費用を負担する。

事業内容 所持金のない人を、一時保護所や市外の施設等に移送する際の交通費を負担する。

実績

(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
市外	4	4	6	0	6
一時保護所等	9	10	8	4	2

3. DV対策支援事業

事業名 DV対策支援事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	平成 16 年度		
6 年度予算	3,032千円	前年度決算	2,855千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 ①DV被害者の自立支援及び福祉の向上のため、DV被害者自立支援活動を行う団体が実施するDV被害者支援事業に要する経費に対し、補助金を交付する。

②DV被害者の安全確保と自立を支援する。

事業内容 ①DV被害者支援団体が管理運営するシェルターの家賃の一部、被害者の子どもの学習支援及び同行支援等の補助を行う。

②DV被害者の緊急一時保護と避難後の生活再建への支援を行う。

児童福祉

令和5年4月に施行されたこども基本法には、全てのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や、社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を考慮することが謳われている。本市ではこども基本法や従来からの子ども・子育て支援法に基づき、「こどもの笑顔があふれるまちづくり」を基本理念として、様々な施策を進めている。

I. 総合的な子ども対策

子どもや子育てを取り巻く環境は、核家族化の進行、コミュニティ意識や活動の減少、生活観や意識の変化といった社会環境の変化に大きく影響を受けており、少子化の進行、子育て家庭の負担増大や孤立化といった課題が長期に継続している。このような状況の中、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するため、「第2期くるめ子どもの笑顔プラン（久留米市子ども・子育て支援事業計画）」を令和2年3月に策定し、きめ細かで総合的な子ども・子育て支援施策を計画的に推進している。

1. こども計画等推進事業

事業名 こども計画等推進事業（担当課 子ども政策課）

事業開始年度	平成9年度		
6年度予算	9,236千円	前年度決算	1,329千円
補助率	—	根拠法令等	こども基本法 子ども・子育て支援法

目的 久留米市の子ども・子育て支援事業計画である「第2期くるめ子どもの笑顔プラン」に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進を図る。

事業内容 計画の推進にあたって「子ども・子育て会議」で、施策の実施状況や市町村子ども計画に関する事項、その他必要な事項の調査・審議を行う。また、同会議において、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際、計画を変更する際は意見を聴く。

【これまでの久留米市の子ども・子育て施策】

久留米市では、平成10年3月に市の子ども対策に関する総合的な施策推進の方向性を示した「くるめ21子どもプラン」、そして平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づき「くるめ 子ども・子育てプラン（前期計画）」、平成22年3月には「くるめ 子ども・子育てプラン（後期計画）」、さらに子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「くるめ子どもの笑顔プラン（久留米市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、これらの計画に基づき、子ども・子育て支援施策の推進を図ってきた。

【第2期くるめ子どもの笑顔プラン】

○策定の背景および概要

平成27年3月に策定した「くるめ子どもの笑顔プラン（久留米市子ども・子育て支援事業計画）」に続き、令和2年3月に今後5年間（令和2年度～6年度）における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の「量の見込み」とその「確保方策」等を盛り込んだ「第2期くるめ子どもの笑顔プラン」を策定した。

○久留米市の子ども・子育て支援の基本的な考え方

子どもを権利の主体として捉え、子どもの権利を社会全体で守り、子どもの育ちや子育てを社会全体で支援し、地域で支え合い、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進める。こうしたことにより、全ての子どもが夢や希望をもって成長できるまちを目指す。

<基本理念>

子どもの笑顔があふれるまちづくり

<基本視点>

1. 子どもの幸せを最優先する

子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権や利益を最大限に尊重するという基本的認識のもとに、生まれた環境に左右されず、全ての子どもが夢や希望をもって成長できる環境の整備に取り組む。

2. 子どもと子育て家庭を社会全体で支える

保護者が子育てについての第一義的責任を有すること、家庭が教育の原点であることを前提としつつ、子どもと子育て家庭の支援に、地域や事業所、行政など様々な主体が協働して取り組んでいく。

3. 子育て家庭の多様化・複雑化した課題に対応する

様々な困りごとを抱える子育て家庭が、必要な支援につながるようなしくみづくりに取り組む。また、支援者の連携・協力、事業や制度の連携により包括的な相談体制を構築し、支援の狭間をつくらぬよう取り組んでいく。

4. 利用者の視点に立った切れ目なく質の高い支援を行う

結婚から子育て期までの、それぞれのライフステージにおいて発生する様々な不安や負担感を緩和し、安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない質の高い支援に取り組む。

○計画の期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

○計画の見直しについて

計画内容と実態に乖離が生じた場合は中間年を目途に計画の見直しを行うこととしていたこと、また内閣府から中間見直しについての指針となる「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」が示され、見直しの要件に該当することから、「子ども・子育て会議」の検討を経て、計画期間の中間年である令和4年度に計画の中間見直しを実施した。

○次期計画の策定について

令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、こども大綱（令和5年12月閣議決定）を踏まえ、令和7年度からの市町村こども計画の策定に向け進めていく。

2. 家庭子ども相談事業

事業名 家庭子ども相談事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	平成 14 年度		
6 年度予算	50 千円	前年度決算	21千円
補助率	—	根拠法令等	児童福祉法

目的 子どもおよび女性とその家庭に関する相談を受け、問題解決に向けて支援、援助をする。

事業内容 ○児童虐待の相談・通告

○家庭における18歳未満の子どもの養育に関する相談

○ひとり親家庭等の福祉に関する相談

○DV（配偶者や恋人からの暴力）などの女性に関する相談

○児童相談状況

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
総 数	2,633	3,761	4,116	4,947	4,105
児童虐待（内数）	303	360	396	495	508

○母子・父子・寡婦相談状況・・・P311 「母子父子寡婦等福祉相談状況」参照

○婦人相談状況・・・P252 「婦人保護相談状況」参照

Ⅱ. 子育て支援

少子化、核家族化等を背景とした家庭や地域の子育て力の低下に対応し、社会全体で子育てを支援する基盤を形成することが重要な課題となっている。

児童虐待や不登校といった子どもと子育て家庭をめぐる社会問題の解消を図り、子育て文化の継承や地域における子育て家庭への支援システムの確立をめざし、施策を推進している。

1. 子育て交流プラザ運営事業

事業名 子育て交流プラザ運営事業 (担当課 こども子育てサポートセンター)

事業開始年度	平成 13 年度		
6 年度予算	57,803千円	前年度決算	54,287千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	久留米市子育て交流プラザ条例

目的 子育て支援事業の中核施設として、子育てに関する不安や負担感の解消及び緩和と保護者や子育て支援関係者の交流・連携を図り、自主的、主体的に子育て支援を実践できる人材を育成する。

事業内容 市中心部に、乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる場を設置している。開設当初より、市民主体の運営を基本としボランティアの自主的・主体的な参加により事業を実施しており、平成17年4月1日からNPO法人「子育て支援ボランティアくるるん」へ運営委託を行っている。

○施設概要

名称	久留米市子育て交流プラザ
場所	リベール5階
規模	延べ床面積 約 720 m ²
利用対象	就学前児童とその保護者
構成	あそびのひろば、ロビー、情報・図書コーナー、事務室、会議室(2室)、相談室、一時保育室、授乳室 等
開設	平成 14 年 10 月 1 日
開所時間	10 時～18 時 ※休館日：毎月第 2・4 木曜、年末年始(12 月 29 日～翌年 1 月 3 日)

○実施事業概要

交流事業	親子で楽しめる催し(「くるるんひろば」、「ふれあいベビーマッサージ」等) 中高生と乳幼児や親子との体験ふれあい事業(夏休みのボランティア活動参加)
情報ネットワーク事業	情報掲示板、情報紙の編集・発行、絵本・子育てに関する図書(およそ 1,800 冊)・雑誌等の閲覧及び貸し出し
子育て相談	子育て経験者(ボランティア)によるピアカウンセリング 電話・メール・面接相談(子育てホットライン)・・・毎週水曜 子育て健康相談(助産師、栄養士)、離乳食相談(栄養士)、こども子育てサポートセンター出張相談(保健師)・・・各月 1 回
一時預かり事業	保護者が買い物や通院、リフレッシュをするときに一時的に子どもを預かる。 (就学前児童対象) 利用料(1時間あたり)・・・生後 3 カ月～3 歳未満児：620 円、3 歳以上～就学前の幼児：520 円
啓発事業	子育てセミナー(講座形式)・・・月 1 回、グループワーク等 久留米市子育て支援ボランティア養成講座開催・・・年 2 回
活動室貸室事業	子育てボランティア・サークルへの会議室の貸し出し 会議室等使用料(1時間あたり)・・・会議室 1：520 円、会議室 2：360 円 ※一定の要件を満たせば使用料免除

○実施状況

(単位：人・団体)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
サロン参加者	36,119	24,566	21,512	30,230	33,013
会議室利用	6,278	3,277	3,319	3,109	3,498
一時預かり	1,366	609	740	1,170	1,899
年間利用者	43,763	28,452	25,571	34,509	38,410
登録団体	89	90	91	91	93

2. すくすく子育て21事業

事業名 すくすく子育て21事業 (担当課 こども子育てサポートセンター)

事業開始年度	平成15年度			
6年度予算	3,900千円	前年度決算	2,939千円	
補助率	—	根拠法令等	市要綱	

目的 地域における子育て支援機能を充実・強化し、子育て支援に関する情報集約・提供を総合的に行い、子育て中の保護者の育児不安に対応することで、子育て支援事業の充実を図る。

事業内容 小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員、地域のボランティアなどで構成する「すくすく子育て委員会」を設置し、校区・地区毎の地域ニーズに応じた子育て支援のための事業を企画し実施する。

事業実施や委員の研修などにかかる経費について、実施回数に応じて1校区30万円を限度に助成する。

○実施状況

(単位：か所)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
実施校区・地区数	29	20	23	25	29

3. ファミリー・サポート・センター事業

事業名 ファミリー・サポート・センター事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成 17 年度		
6 年度予算	17,528千円	前年度決算	14,934千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	市要綱

目的 地域において育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者とが行う相互援助を会員組織として支援することにより、子育てを行っている家庭が仕事と育児を両立できる環境を整備し、児童福祉の向上及び労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

また、ひとり親家庭等、生活保護世帯及び非課税世帯の保護者に対し、ファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成することにより、就労の支援、育児負担の軽減を図る。

事業内容

(1) ファミリー・サポート・センター事業

○事業実施形態

援助を受けたい人（おねがい会員）と援助を行いたい人（みまもり会員）の会員組織を作り、市が設置するセンター事務局の運営を、平成17年9月1日よりNPO法人ル・バトーに委託している。センターは、おねがい会員からの依頼をみまもり会員につなぐ業務を行っている。

○利用形態

- ・ 保育所・幼稚園・学童保育所等への子どもの送迎、帰宅後の預かり
- ・ 保護者の病気や急用の時の子どもの預かり
- ・ 冠婚葬祭の際の子どもの預かり など

○利用時間と料金（1時間あたり）

時間帯	7時～9時	9時～18時	18時～21時
月～土曜	800円	600円	800円
日・祝日	800円		

※8月13日～15日、12月28日～1月4日は終日1時間800円

○センターの開設時間

月～土曜 9:30～18:00

(2) ファミリー・サポート・センター利用料金助成事業

○事業内容

ファミリー・サポート・センター利用料の2分の1の額を助成する。（1月の限度額30,000円）

○対象者

久留米市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する者

- ①ひとり親等であって、前年中（1～7月は前々年中）の所得が実施要綱で定める額未満の者
- ②当該年度（4～7月は前年度）の世帯の市町村民税が非課税の者
- ③生活保護受給世帯の者

○実施状況

（単位：人・件）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
会員数	1,817	1,786	1,803	1,846	1,866
おねがい会員	1,303	1,273	1,271	1,293	1,285
みまもり会員	418	423	448	470	497
どっちも会員	96	90	84	83	84
援助活動件数	2,118	1,447	2,335	2,472	3,077

4. 地域子育て支援センター事業

事業名 地域子育て支援センター事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成9年度		
6年度予算	20,309千円	前年度決算	15,844千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	市要綱

目的 子育てに関する相談やサロンを実施し、子育て家庭の子育て不安の解消、保護者相互の交流促進等により子育て支援を図る。

事業内容

	内 容
名 称	松柏子育て支援センター（松柏保育園内）、白峯子育て支援センター（白峯保育園内）、荒木子育て支援センター（荒木保育園内）、善導寺子育て支援センター（善導寺保育園内）、江南子育て支援センター（総合幼児センター内）、田主丸子育て支援センター（田主丸アリーナ内）、北野子育て支援センター（大城保育所内）、城島子育て支援センター（城島総合支所内）、三瀧子育て支援センター（犬塚保育園内）
開 設 時 間	月曜日～土曜日の9時～17時 ※休館日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日、田主丸子育て支援センターのみ12月28日～翌1月4日休館）
子 育 て 相 談	①電話・ファクス・メール・来所面接相談 月～土 9時～17時 ②家庭訪問相談…来所できない人などへの対応
子 育 て 交 流 の 場 合 の 提 供	【子育てサロン】 保護者同士の交流、情報交換、リフレッシュのために、場所の提供を行う。 月～木 9:30～12:00及び13:00～15:00 金・土 9:30～12:00 ※松柏子育て支援センターのみ第4金曜日を除く 【らっこくらぶ】 12ヶ月までの乳児、保護者、妊娠中の方を対象としたサロン 毎月第2金曜日9:30～12:00
子 育 て サ ー ク ル 育 成 指 導	・すくすく子育て委員会の立ち上げ、運営支援 ・サークル結成、自立への指導・支援
子 育 て 支 援 講 座	・子育て支援講座 ・食育講座 ・リズムピッピ ・各支援センター主催講座
子 育 て 情 報 誌 の 発 行	毎月1回「すこやか子育て支援通信」を発行し、公共施設や保育所、幼稚園、小学校、子育てサークル等に配布。

○実施状況

（単位：件・人）

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
相 談 件 数	4,222	4,181	3,234	4,115	4,533
サ ロ ン 利 用 者 数	60,622	23,978	17,700	30,190	32,714
ら っ こ く ら ぶ 利 用 者 数	2,760	679	732	1,307	1,574
リ ズ ム ピ ッ ピ 参 加 者 数	314	67	121	223	181

5. エンゼル支援訪問事業

事業名 エンゼル支援訪問事業 (担当課 こども子育てサポートセンター)

事業開始年度	平成 16 年度		
6 年度予算	9,516千円	前年度決算	6,250千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	市要綱

目的 母子健康手帳交付後から出産後間もない時期の家庭の育児に関する保護者の不安や負担感を緩和し、育児困難家庭の諸問題を解決するため、家事・育児の援助及び保育士、保健師等による専門的な訪問支援を行うことにより、子育て家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 専門的訪問支援事業

母子健康手帳交付後から出産後間もない時期の育児疲れやストレス等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭又は虐待のおそれのある家庭等に対し、育児の相談指導を行うため、保育士、保健師等が訪問する。

【対象者】 0歳から就学前までの子どもを持つ家庭

…子育て家庭からの依頼あるいは、市が行う子育て支援事業から個別な支援が必要と思われる家庭

【派遣職員】 子育て支援センター職員（保育士）、こども子育てサポートセンター職員（保健師）

(2) 産前産後ヘルパー（エンゼル応援隊）派遣事業

母子健康手帳交付後から出産後間もない時期の家事・育児を行うことが困難な家庭に対し、家事・育児の援助を行う産前産後ヘルパー（エンゼル応援隊）を派遣する。

【対象者】 母子健康手帳交付後から出産退院後6ヵ月以内の妊産婦がいる家事・育児が困難な家庭

【派遣日数】 退院後6ヵ月以内で60日まで（多胎児、低出生体重児の場合は2歳になる日までに90日）

【派遣時間】 1日4時間以内

【派遣職員】 保育士あるいは乳幼児の養育の経験がある者。5年度は17人を派遣。

【利用料】 1時間につき500円（市民税非課税世帯及び生活保護世帯は0円）

○実施状況

(単位：件・回・時間)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
派遣件数	984	946	953	988	941
派遣回数	1,991	1,421	1,912	1,729	1,735
派遣時間	5,328	3,559	5,096	5,118	4,801

6. 子育て支援交流事業

事業名 子育て支援交流事業（担当 子ども保育課）

事業開始年度	平成 11 年度		
6 年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 地域に開かれた保育所として、地域での交流場面が少なくなっている児童及びその保護者に対し、園児や保育士等とふれあう機会等を設けることにより、児童及び保護者の孤立を回避し、子育てに関する不安解消と相互交流を図る。

事業内容 保育所開所時間中に施設等を一部開放し、園児等との交流機会を提供するとともに、子育てに関する専門的経験と知識を有する職員等による相談事業を実施する。また、乳幼児の健康面に配慮した保育所給食の試食も実施している。（1食200円）

【実施場所】：松柏保育園、白峯保育園、善導寺保育園、荒木保育園、江南保育園、ひまわり保育園、犬塚保育園、田主丸保育所、大城保育所

【実施時間】：毎週水曜日 9：30～12：30

○実施状況

（単位：人）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
年間延参加児童数	3,417	381	471	33	511

7. 子育て短期支援事業

事業名 子育て短期支援事業（担当課 家庭子ども相談課）

事業開始年度	平成9年度		
6年度予算	3,695千円	前年度決算	1,993千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	児童福祉法

目的 保護者の疾病等により家庭における養育が一時的に困難な児童等を、児童福祉施設において一定期間養育・保護し、児童及び家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

名称	短期入所生活援助（ショートステイ）			夜間養護等事業（トワイライトステイ）			
対象者	①児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童（18歳未満） ②緊急一時的に保護を必要とする母子			保護者の仕事等の事由により平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童			
事業概要	①保護者が疾病、育児疲れ、出産、出張などの事由によって児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護する。 ②経済的な問題等により緊急的一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護する。			保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭での養育が困難である場合に、児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う。			
利用期間	1月当たり7日以内			1月当たり7日以内			
利用時間				夜間 17時～22時まで 休日 9時～18時まで			
実施場所	2歳未満児 福岡乳児院（乳児院） 就学前までの乳幼児 清心乳児園（乳児院） 1歳以上児 洗心寮（児童養護施設） 2歳以上児 久留米天使園（児童養護施設） 2歳以上児 清心慈愛園（児童養護施設）			就学前までの乳幼児 清心乳児園（乳児院） 1歳以上児 洗心寮（児童養護施設） 2歳以上児 久留米天使園（児童養護施設） 2歳以上児 清心慈愛園（児童養護施設）			
利用料 （1日 あたり）		2歳 未満児	2歳 以上児	緊急一時 保護の母		夜間養護	休日養護
	生活保護世帯	0円	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円
	非課税世帯かつ ひとり親世帯	0円	0円	0円	非課税世帯かつ ひとり親世帯	0円	0円
	非課税世帯	1,100円	1,000円	300円	非課税世帯	300円	350円
	一般世帯	5,350円	2,750円	750円	一般世帯	750円	1,350円
最大受入 人数	各施設5名程度 （施設の空状況による）			各施設5名程度 （施設の空状況による）			

名称	親子入所等支援			送迎支援	
対象者	保護者の疾病、育児疲れなどの理由により家庭での養育が一時的に困難となった親子			短期入所生活援助、夜間養護、休日預かり、親子入所等支援を利用する際に、送迎や児童の通学時等の付き添いの支援が必要な方	
利用期間	1月当たり7日以内			-	
利用時間	-			-	
実施場所	未就学児と保護者：清心乳児園			洗心寮、清心乳児園	
1日あたり 利用料 (単位：円)	生活保護世帯、 非課税かつ ひとり親世帯	児童 1人あたり	0円	生活保護世帯、 非課税かつ ひとり親世帯	0円
		保護者	0円		
	非課税世帯	児童 1人あたり	1,000円	非課税世帯	180円
		保護者	300円		
	所得割課税額 77,101円 未満の世帯	児童 1人あたり	1,880円	所得割課税額 77,101円 未満の世帯	250円
		保護者	530円		
	一般世帯	児童 1人あたり	2,750円	一般世帯	930円
		保護者	750円		

実施状況

(単位：件)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用件数 ・短期入所生活援助 ・夜間養護等事業 ・親子入所等支援 (R5～)	150	68	77	102	104

8. 子ども・子育て支援基金運用事業

事業名 子ども・子育て支援基金運用事業（担当課 子ども政策課）

事業開始年度	平成10年度（令和3年度に基金統合）		
6年度予算	3,700千円	前年度決算	4,764千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 子ども・子育て支援基金を設置し、子どもの健やかな育ちを保障し、子ども・子育てを地域において支え合い、安心して生み育てられる環境づくりを進めることを目的とする。

事業内容

(1) 久留米市子ども・子育て支援基金

- ・名称…久留米市子ども・子育て支援基金
- ・設置目的…子どもの健やかな育ちを保障し、子ども・子育てを地域において支え合い、安心して生み育てられる環境づくりの推進
- ・基金額…89,807,988円（令和3年6月1日現在）
- ・設置日…令和3年6月1日

(2) 久留米市子ども・子育て支援基金による助成事業

社会福祉協議会の行う地域における子どもの遊び場整備費について1ヶ所あたり40万円を上限に助成。
 ※就学前の児童及びそれら児童の子育てに関する支援を行うボランティア活動や地域のイベント等に対する基金による助成は平成29年度に廃止し、地域子育て促進事業にて補助を行っている。

(3) 久留米市子ども・子育て支援基金を活用して実施する事業

①子育て交流プラザ運営事業

子育てに関する相談対応、子育てに関する啓発事業、子育てボランティアの交流、一時預かり事業などを実施。

②地域子育て支援センター事業

子育て相談対応、子育てサークルの育成指導、保護者同士の交流スペースの提供、子育てに関する啓発事業などを実施。

③ブックスタート事業

絵本の読み聞かせにより、乳幼児と保護者の心の交流を促進し、健全な発達を支援する。

○実施状況（助成事業）

（単位：件・円）

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5
子どもの遊び場 整備費助成	35	34	35	53	25
	3,181,505	2,817,307	2,471,892	2,500,000	2,487,526

9. つどいの広場事業

事業名 つどいの広場事業（担当課 こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成 20 年度（平成 20 年度～令和 4 年度まで信愛短期大学にて実施。令和 5 年 7 月～久留米大学にて実施）		
6 年度予算	2,240 千円	前年度決算	1,980 千円
補助率	国 1/3、県 1/3	根拠法令等	市要綱

目的 子育て家庭の育児に対する不安や負担感を解消し、親子の交流を図る。

事業内容 つどいの広場は、原則として週 3 日以上かつ 1 日 5 時間以上開設し、子育て支援の場の提供を行い、次に掲げるすべての事業を実施する。

(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や、子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月 1 回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

名 称	久留米大学つどいの広場
場 所	久留米大学
開 設	令和 5 年 7 月 3 日
開 所 時 間	原則として月曜日、火曜日、金曜日 10:00～15:00

○実施状況 ※R4 年度までは信愛つどいの広場の実績。R5 年度は 7 月からの実績。（単位：人・件）

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
ひろば利用者数	1,850	1,338	935	1,034	1,667
相談件数	149	38	53	18	48
子育てセミナー参加者数	1,127	52	46	90	123

10. 児童センター運営事業

事業名 児童センター運営事業 (担当課 こども子育てサポートセンター)

事業開始年度	昭和 54 年度		
6 年度予算	52,109 千円	前年度決算	46,937 千円
補助率	国 1/3、県 1/3	根拠法令等	久留米市児童センター条例

目的 保護者に子育てに関する情報交換をする場を提供することにより、子育てに対する不安の解消を図り、また、児童に健全な遊び場を提供し、集团的及び個人的な活動を通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにする。

事業内容 遊びを通じた子どもの健全育成を図るため、自由来館活動のほか、相談・助言、各種教室・クラブ活動や季節行事など諸事業を地域展開を交えながら実施。平成 16 年度から、プレーリーダー養成や冒険遊び場に関する情報提供等を目的とした「わんぱく活動事業」の統合を行った。

○施設概要

名称	久留米市児童センター
場所	くるめりあ六ツ門5階
規模	約 560 m ²
構成	子育て活動スペース、工作室、一時預かり室、授乳室 等
開設	平成 22 年 10 月 2 日
開館時間	10 時～18 時 ※休館日：毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）
運営方法	公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団へ運営委託

○実施事業概要

交流	児童劇公演、児童センターまつり、自由来館活動
情報の提供	情報掲示板、情報紙の編集・発行
相談	子育て相談・・・随時
啓発	ボランティア養成講座、プレーリーダー養成講座
各種教室の実施	はとぼっぽサロン、小学生絵画教室、親子体操教室、小学生造形教室、伝承遊び、あそび塾、工作ランド、センターであそぼう、幼児運動教室
一時預かり	保護者が買い物や通院、リフレッシュしたりするとき子どもを預かる。 利用料（1 時間あたり）・・・生後 3 カ月～3 歳未満児：620 円、3 歳以上～小学 3 年生：520 円
地域育成支援活動	小学校、子育てサークル等への遊びの指導

○実施状況

(単位：延人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
クラブ活動	7,696	2,176	3,078	4,495	6,909
行事活動	1,220	0	105	385	1,118
地域育成支援事業	2,292	130	34	579	1,713
自由来館者	26,299	12,485	12,300	17,835	26,007
一時預かり事業	772	251	222	376	799
利用者計	38,279	15,042	15,739	23,670	36,546

11. 学童保育所整備・運営事業

事業名 学童保育所整備・運営事業（担当課 子ども政策課）

事業開始年度	平成7年度		
6年度予算	656,599千円	前年度決算	606,313千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	市要綱

目的 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後や夏休み等に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図り、仕事と子育ての両立支援を担う。

事業内容 久留米市学童保育所連合会に事業を委託し、市内44小学校区の全校区で実施

開設時間	平日	放課後～18:00
	土曜日	8:30～18:00
	長期休業期	8:30～18:00 希望者を対象に8:00から見守り保育を実施(登録制)
	延長保育	18:00～19:00(月曜から金曜日)
利用料	基本料金	5,000円/月 (月曜日から金曜日利用 おやつ代1,800円含む)
		6,500円/月 (月曜から土曜日利用 おやつ代2,250円含む)
	延長保育	1,500円/月
	見守り保育	1,500円/年
利用料の減額措置	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯に対して、利用料(おやつ代除く)を免除。 就学援助認定世帯に対して、利用料(おやつ代含む)の2割を減額。 市内学童保育所の支援員または補助員の世帯に対して、利用料(おやつ代除く)を免除。 	

○実施状況(各年5月1日現在)

(単位:か所・人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
クラブ数	97	97	100	103	96
利用児童数	4,528	4,526	4,387	4,492	4,261

12. 結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業

事業名 結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業（担当課 子ども政策課、こども子育てサポートセンター）

事業開始年度	平成 27 年度		
6 年度予算	33,944 千円	前年度決算	31,357 千円
補助率	国 2/3、県 1/2	根拠法令等	—

目的 結婚から子育てまでの切れ目のない支援を行い、子どもを安心して産み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進める。
また、子育て支援に関する情報の発信を通して、社会全体で子ども・子育てを支援することの重要性や、取組みについての市民意識の啓発を図る。

事業内容

(1) くるめ子育て便利ブック（子ども政策課）

主に妊娠期から就学前の子育て期に必要な手続きなどの情報を載せたリーフレット「くるめ子育て便利ブック」を作成し、市内公共施設に配架するとともに、親子（母子）健康手帳交付時や各種健診時に配布する。平成 16 年度より「子育て便利マップ」として発行開始。令和 3 年度に子育て期の手続きや保育施設案内などの情報に特化した情報誌にリニューアルしている。令和 6 年度版は 6,000 部発行。

(2) フェイスブックによる子育て支援情報提供（子ども政策課）

「くるめ子ども・子育て支援フェイスブック」を活用し、久留米市の子育て支援施策や、子育て中の親子を対象としたイベントを掲載するなど、子ども・子育て支援に関する情報を広く発信する。

(3) 赤ちゃんの駅（子ども政策課）

乳幼児のいる保護者が気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどで利用できる設備を有する施設を「赤ちゃんの駅」として登録する。「赤ちゃんの駅」として登録された施設は、利用者が気軽に立ち寄れるよう目印となるステッカー等を目立つ場所に掲示するなど、利用しやすい環境づくりに努める。

○実施状況

（単位：か所）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
赤ちゃんの駅登録数	109	110	109	110	110

(4) 魅力アップセミナー及び出会いイベント（子ども政策課）

少子化対策の一環として、結婚を希望する方を対象に、個人の魅力を高める方法等を学ぶセミナーを開催し、その後、セミナーで学んだ内容の実践の場として出会いイベントを開催する。

(5) 結婚新生活支援補助金（子ども政策課）

少子化対策の一環として、結婚に伴う経済的負担を軽減し、結婚したい人の希望がかなう環境づくりのために、39 歳以下の新婚世帯に対して、新生活に係る住宅の家賃や引越費用等の一部を助成する。

(6) 地域子育て促進事業費補助金（こども子育てサポートセンター）

主に妊娠期から乳幼児期までの保護者が抱える不安感や負担感を軽減し、互いに支えあう環境づくりを行うことを目的として、保護者等で組織されたグループが行う交流等にかかる経費に対して助成を行う。子育てに関する相談・情報交換・交流会などの活動、行事や学習会などに要した対象経費の 80%について、1 団体あたり年間 4 万円までを補助。

○実施状況（地域子育て促進事業費補助金）

（単位：団体）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
実施団体	6	2	3	0	1

13. 子ども食堂事業費補助金

事業名 子ども食堂事業費補助金 (担当課 子ども政策課)

事業開始年度	平成 28 年度		
6 年度予算	5,980 千円	前年度決算	3,457 千円
補助率	国 2/3	根拠法令等	市要綱

目的 家庭での生活環境が十分に整っておらず、食事の摂取等に問題を抱える子どもに対して、心身の発達、基本的な生活習慣の習得、福祉の向上を図る。

事業内容 子ども食堂を久留米市内で開催する団体に必要な経費（運営費・普及促進経費・施設整備費）を補助する。

(1) 運営費

【子ども食堂事業】

「月 1 回以上」かつ「定期的」に開催する子ども食堂

開催回数	月 1 回	月 2 回	月 3 回以上
基準額（年額） 20 食以上	12 万円	24 万円	36 万円

【夏休み等子ども食堂事業】

夏季休業等の期間中に 5 回以上実施する子ども食堂

開催回数	夏休み期間に 5 回以上	長期休業期間に 10 回以上 (うち 5 回は夏休み期間に実施)
基準額（年額） 20 食以上	4.8 万円	9.6 万円

※運営費の補助対象経費 ・食材費（寄付でまかなえない物）
・使用料賃借料、光熱水費、チラシ作成等の運営に直接必要な経費

(2) 普及促進経費

基準額（2 回まで）	1.5 万円
------------	--------

※補助対象経費は食材費、賃借料、保険料に限定

(3) 施設整備費

基準額	20 万円
-----	-------

※前回の補助から 5 年の事業継続期間が経過した団体は、10 万円を限度額として再度補助を受けられる。

※補助対象経費 ・大型冷蔵庫、炊飯器等、食事の提供のための備品購入費
・事業実施に必要な施設改修に要する費用

※夏休み等子ども食堂事業のみの実施の場合は対象外

○実施状況

年度	R1	R2	R3	R4	R5
区分					
実施団体	8ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	10ヶ所	13ヶ所

Ⅲ. 保育

保育所は、保護者が働いている、病気の状態にあるなどのため、保育を必要とする児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有する。

一方で、保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、助言を行う地域の子育て支援センター的役割を担うことも期待されている。

また、保育事業を目的とする施設であって児童福祉施設の認可を受けていない、いわゆる届出保育施設についても、指導を行う一方で市独自の施策を実施している。

1. 保育所の状況（児童福祉法、第24条・第39条）

保育所は日々保護者から委託を受けて保育が必要な乳幼児を保育することを目的とする施設で、保育が必要な要件として保護者の就労、保護者の疾病等7項目の基準が設けられている。

(1) 年度別保育所等入所状況（各年4月1日現在） (単位：人、%)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	304,705	304,079	302,122	301,612	300,516
就学前児童数 (A)	16,511	16,064	15,379	14,988	14,375
入所希望児童数 (B)	9,071	8,892	8,651	8,650	8,495
入所児童数 (C)	8,691	8,603	8,439	8,410	8,317
入所希望に対する入所率 (C/B)	95.8	96.7	97.5	97.2	97.9
就学前児童に対する入所率 (C/A)	52.5	53.6	54.9	56.1	57.9

(2) 保育所等入所定員の推移（各年4月1日現在）

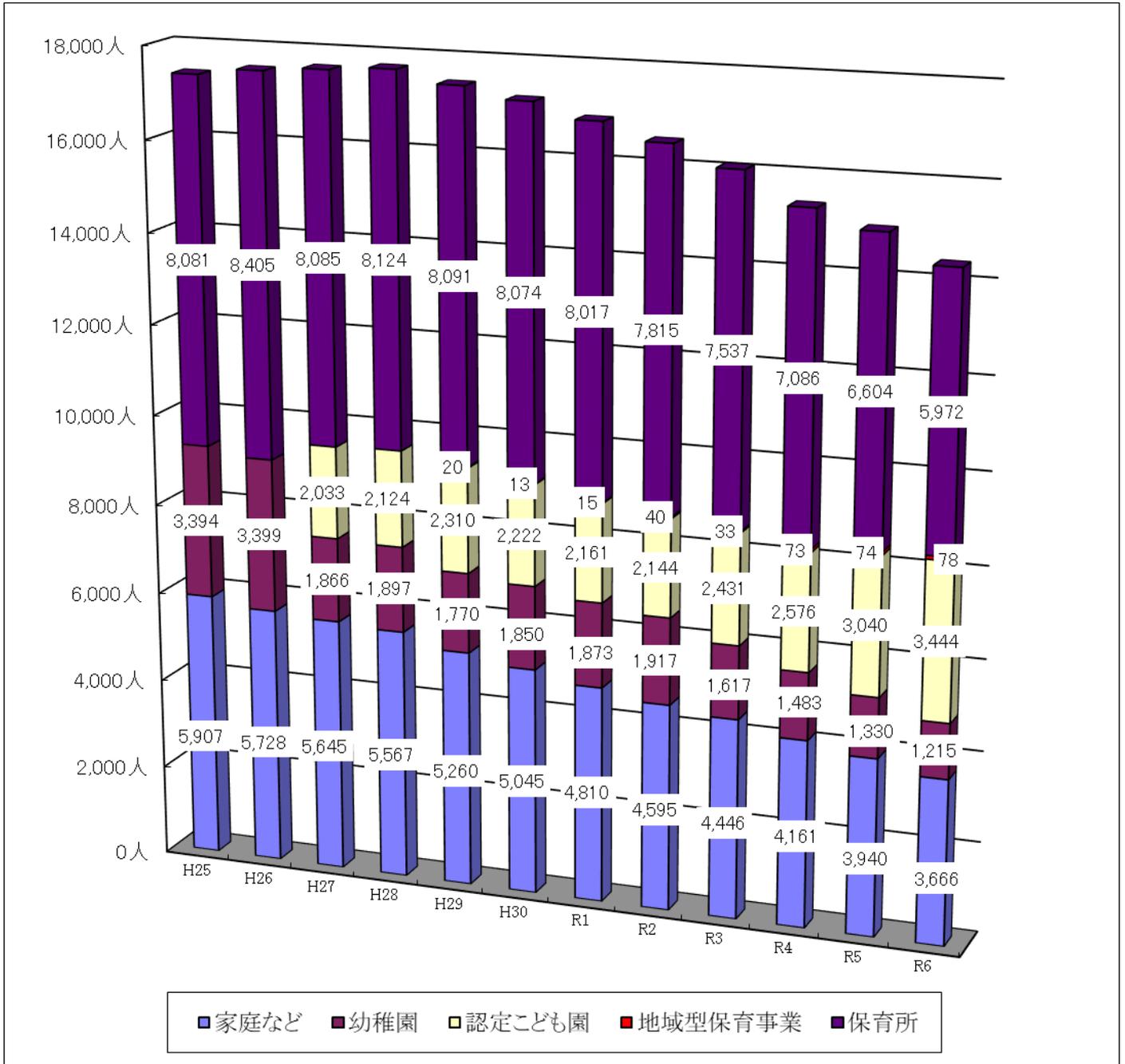
年度 \ 区分	R2		R3		R4		R5		R6	
	施設数	定員								
公立	9	1,190	9	1,190	9	1,190	9	1,190	9	1,190
私立	78	7,849	81	7,993	83	8,038	84	8,259	84	8,333
計	87	9,039	90	9,183	92	9,228	93	9,449	93	9,523

(3) 就学前児童の保育状況の推移

本市の就学前児童数は、H29年度から年々減少している。

保育状況については、共働き世帯の増加等により、家庭などで保育する割合は減少し、保育所等で保育する割合が増加している。

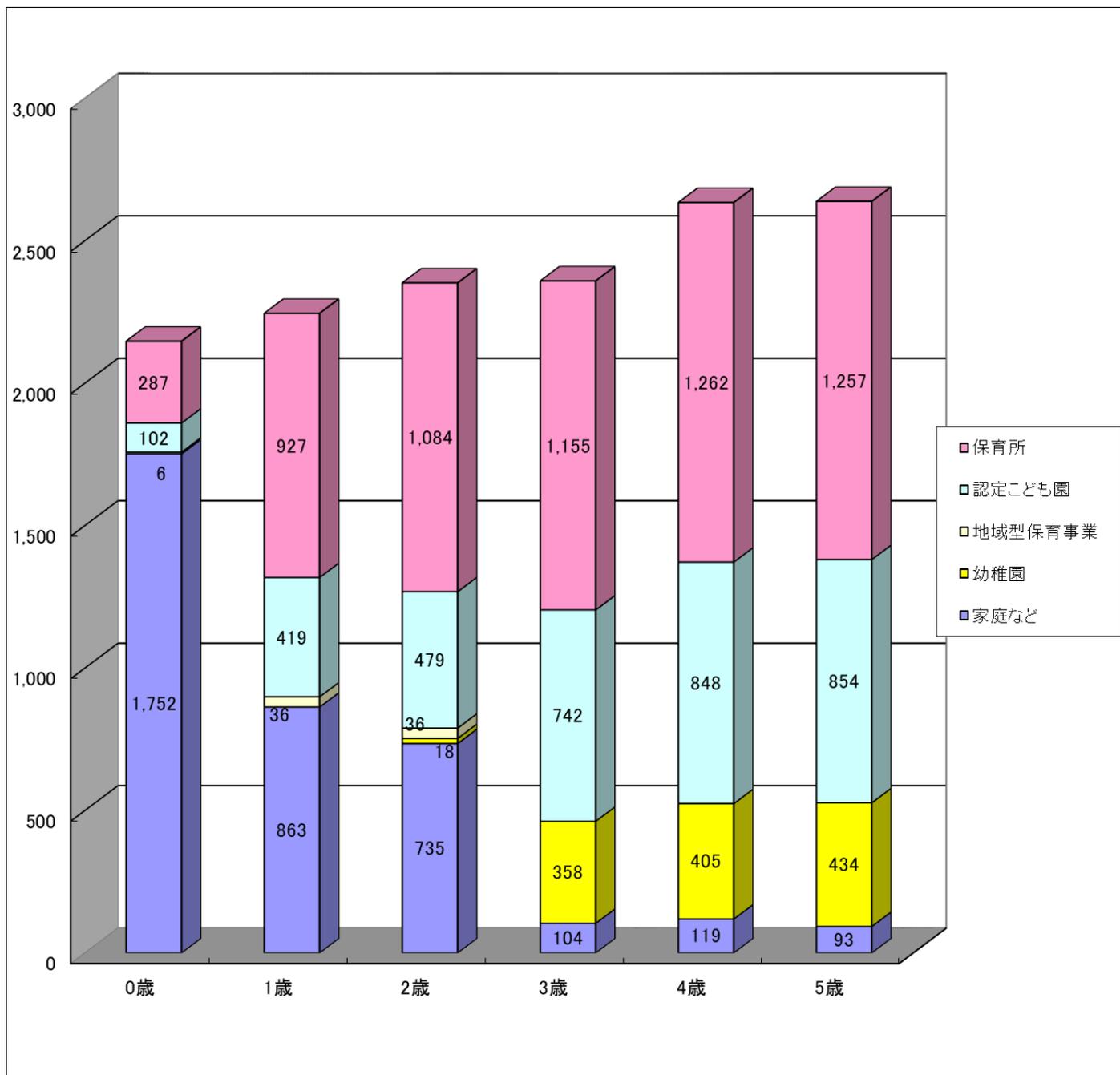
(各年4月1日現在) (単位：人)



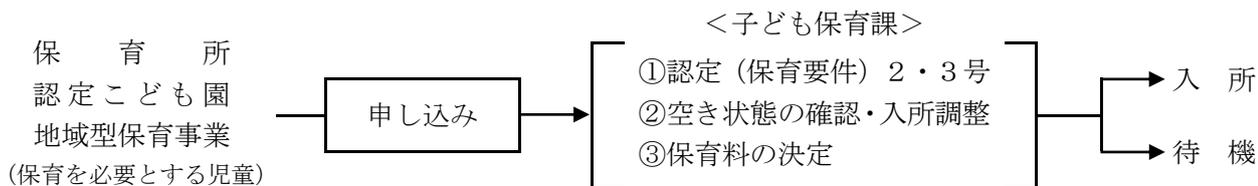
(4) 年齢別の通所状況

0歳児においては8割以上が家庭などで保育されており、1・2歳児においては6割以上が保育所・認定こども園を利用している。また、3～5歳児では家庭外保育の割合が非常に高く、その9割以上が保育所や認定こども園、幼稚園を利用している。

(令和6年4月1日現在) (単位:人)



2. 入所事務



※ 入所日は、原則として毎月1日と16日。それぞれ前月15日と当月5日申込締め切り後に入所調整を行う。

(1) 保育を必要とする要件

- 月平均64時間以上の就労等が保育を必要とする要件とみなされる。
- 就労等については、下記のような書類の提出で確認を取っている。

保育が必要な要件	保護者の状況	必要書類 (子ども保育課指定のもの)
就労	被雇用者 自営業 農業 内職	就労証明書 (各事業所の証明)
出産	妊娠中・出産して間もない	診断書または母子健康手帳 (出産予定日のわかるもの)
病気	病気療養中	診断書または障害者手帳など
介護	親族の介護・看護中	看護・介護申立書 看護・介護される人の診断書または障害者手帳など
災害復旧	災害の復旧活動中	申立書・罹災証明書
求職	求職活動中	求職中申立書
就学	就学・職業訓練中	就学証明書

(2) 希望保育所の調整 (児童福祉法)

- 希望保育所の空き状態、保育士の人員、面積によって調整を行う。

(定員○ → 人員○ → 面積○ → 入所の流れとなる)

この調整は、久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例を基に行っている。

しかし、これはあくまでも最低基準であり、この基準を満たせばよいというものではなく 児童の生活環境の改善のため努力を怠ってはならない。

3. 保育所給食

(1) 保育所給食とは

保育所給食は、入所児童の健康維持の基盤であるばかりではなく、食事をとおして望ましい食習慣の形成ができるなど、精神面、教育的な面で果たす役割は非常に大きく、さらに、その効果をあげるために家庭との綿密な連携をはかっている。

①保育所給食の目標

- ア. 子どもの健康を増進し、体力の向上を図る。
- イ. 偏食をなおし、望ましい食嗜好の形成を図る。
- ウ. 食前食後のあいさつをする、正しい姿勢でよくかんで食べるなどの望ましい食事態度を養う。
- エ. 手洗いの励行などをとおして、衛生的な習慣をつける。
- オ. 保育所での生活を楽しく豊かにし、明るい人間関係を養う。
- カ. 給食をとおして、家庭および地域における健康・栄養・衛生に対する関心を高める。

②保育所給食の給与栄養目標（昼食・おやつ）

1～2歳児の給与栄養量

	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン A レチノール (μ gRAE)	ビタミン B 1 (mg)	ビタミン B 2 (mg)	ビタミン C (mg)	食塩 相当量 (g)
食事摂取基準 (1日あたり、男女平均) (1)	925	13～20%	20～30%	425	4.5	375	0.50	0.55	40	3.0未満
昼食+おやつの比率 (2)	50%	—	—	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
1日の給与栄養量 [(1) × (2)]	463	—	—	213	2.3	188	0.25	0.28	20	1.5未満
保育所における給与栄養量	470	13～20%	20～30%	210	2.3	190	0.25	0.28	20	1.5未満

- 注) 1 昼食及び午前・午後のおやつで1日の給与栄養量の50%を給与する。
 2 たんぱく質及び脂肪については、%エネルギーとして幅を考慮する。
 3 給与栄養量は一例を示したもので、施設の食品構成に応じて検討し、その量を決定する。さらに、個々の児童への適用にあたっては、その特性を十分考慮し、柔軟に行なう。

3～5歳児の給与栄養量

	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン A レチノール (μ gRAE)	ビタミン B 1 (mg)	ビタミン B 2 (mg)	ビタミン C (mg)	食塩 相当量 (g)
食事摂取基準 (1日あたり、男女平均) (1)	1,275	13～20%	20～30%	575	5.5	475	0.70	0.80	50	3.5未満
昼食+おやつの比率 (2)	45%	—	—	45%	45%	45%	45%	45%	45%	45%
1日の給与栄養量 [(1) × (2)]	574	—	—	259	2.5	214	0.32	0.36	23	1.6未満
保育所における給与栄養量	580	13～20%	20～30%	260	2.5	210	0.30	0.35	23	1.6未満

- 注) 1 昼食及びおやつで給与栄養量の約45%を給与する。(エネルギーについては昼食30%、おやつ15%)
 2 たんぱく質及び脂肪については、%エネルギーとして幅を考慮する。
 3 給与栄養量は一例を示したもので、施設の食品構成に応じて検討し、その量を決定する。さらに、個々の児童への適用にあたっては、その特性を十分考慮し、柔軟に行なう。

③保育所給食の実際

ア. 調乳

イ. 離乳食

子どもの発達段階に合わせて離乳食を提供

ウ. 3歳未満児食

10時・3時のおやつ及び完全給食

エ. 3歳以上児食

3時のおやつ及び完全給食

オ. アレルギー除去食

食物が原因のアレルギー児に対し、医師の診断があり保護者からの要望があれば除去食や代替食を提供（牛乳、卵、小麦、大豆製品、青魚など）

(2) 保育所給食充実事業

事業開始年度	平成 28 年度		
6 年度予算	66,150千円	前年度決算	57,450千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

①事業内容・目的

市内の全ての認可保育所等で保育認定の3歳以上児に対して温かい主食を提供し、給食における安全面・衛生面・栄養面の質を向上させ、子どもの健全な発達及び家庭の負担軽減、地産地消の推進を図ることを目的とする。

②実施対象

・市内の公私立保育所及び認定こども園…86園（うち私立77園）

・3歳児以上のクラスに在籍する保育認定子ども

（ただし、アレルギー等の健康上の理由を有する者のみ実施しないことができる。）

③保護者の実費負担

主食提供に係る食材費については、保護者負担とする。なお、負担額は対象児童一人につき月額500円を基本とし、各園にて徴収し、管理する。

④献立等の取扱い

主食は米飯を基本に、パン、麺類等を組み合わせた献立とする。なお、地産地消の観点から、地元産、久留米産を積極的に使用する。

4. 食で育む子どもの未来事業

事業名 食で育む子どもの未来事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	平成 18 年度		
6 年度予算	244千円	前年度決算	29千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 子どもが健やかに成長し、生涯にわたって健康に生きる力を育むためには、乳幼児期からの食育が大切であり、家庭はもちろん、保育所、幼稚園、地域での食育を実践できるような環境整備を図る。

事業内容 保護者への食支援

①食育啓発講座の実施

乳幼児をもつ保護者を対象に、保育所や幼稚園などの施設や関係団体と連携して、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を伝える講座等を実施する。

②子どもたちに食べさせたい料理レシピの配信

乳幼児期からの正しい食事や望ましい食習慣、食を通じた人間形成などに関する媒体を作成し、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用している保護者や子育て世代の保護者に配信する。

5. 災害共済給付制度

(1) 事業内容

【日本スポーツ振興センター】

保育所管理下における児童の災害（負傷、疾病、障害、死亡の4種類）について、児童の保護者に対し災害給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金を支給）を行なう。

【全国市長会】

保育所の設置または管理に瑕疵があった場合ならびに保育所業務の遂行上何らかの過失により他人に損害を与えた場合、市は損害賠償の責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われる。

(2) 掛け金額

	保護者負担金		市補助（市掛け金）
	日本スポーツ振興センター	一般世帯	250円
生活保護世帯		0円	55円
全国市長会		0円	74.57円

(3) 給付の範囲

	項目	内容
日本スポーツ振興センター	医療費	自己負担額＋療養に要した費用の一割分を支給 ただし療養点数が500点以上を対象
	障害見舞金	負傷、疾病の治療後に障害が残った場合、その程度により見舞金を支給 1級 4,000万円 から 14級 88万円
	死亡見舞金	3,000万円（突然死、通所中の死亡は1,500万円） ただし、自動車事故などで、日本スポーツ振興センターの死亡見舞金を上回る賠償金等が支払われた場合、死亡見舞金の支給はなし。供花料17万円を支給。
全国市長会	学校賠償責任保険	市が設置・管理する保育所施設の瑕疵ならびに保育所業務遂行上の過失に起因する事故について、市が法律上の賠償責任が生じることによって被る損害をてん補する保険。
	学校災害補償保険	市設置の保育所管理下にある児童ならびに第三者が死亡・後遺障害、入院通院を伴う障害を被った場合、市が支払う補償金（見舞金）をてん補する保険。

(4) 医療費給付件数および給付額（日本スポーツ振興センター）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
給付件数	48	97	80	70	58
給付額	106,990	206,996	177,491	136,628	125,562

(5) 全国市長会からの給付

令和5年度は給付なし

6. 病児保育事業

事業名 病児保育事業（担当課 子ども政策課）

事業開始年度	平成9年度		
5年度予算	78,881千円	前年度決算	65,474千円
補助率	国1/3、県1/3・10/10	根拠法令等	市要綱

目的 小学校6年生までの児童等が病気あるいは病気回復期であるため、自宅で療養を余儀なくされる期間、当該児童を預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する。

事業内容

- (1) 実施場所：聖マリア病院「マリアン・キッズ・ハウス」
久留米大学医療センター「エンゼルキッズ」
ハイジア内科「ハイジア病児保育室」
田主丸中央病院「たのっしーランド」
- (2) 対象児童：病気あるいは病気回復期にあり、入院治療の必要性はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童で、かつ保護者の勤務、傷病、事故、出産、冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童。
- (3) 定員：聖マリア病院「マリアン・キッズ・ハウス」 6名
久留米大学医療センター「エンゼルキッズ」 4名
ハイジア内科「ハイジア病児保育室」 6名
田主丸中央病院「たのっしーランド」 4名
- (4) 日時：7：45～17：45（エンゼルキッズは土曜日のみ7：45～12：30）
日祝日及び年末年始を除く（エンゼルキッズは8月15日、たのっしーランドは8月13～15日も休み。その他、施設の都合により、休みになる場合がある。）
- (5) 保護者負担金：無料（ただし、食事など実費負担有り）

実施状況

（単位：人）

年度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用児童数	3,283	1,538	2,419	1,929	2,754

7. 延長保育事業

事業名 延長保育事業 (担当課 子ども保育課)

事業開始年度	—		
6年度予算	104,028千円	前年度決算	68,834千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	子ども・子育て支援法

目的 保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間延長の要請への対応。
 事業内容 希望者に対して通常の保育所開所時間（11時間）を超え、30分～4時間の延長保育を行っている。
 また、短時間認定児に対して、短時間認定利用時間（8時間）を超え、3時間の延長保育を行っている。

実施状況 (単位：施設数)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
30分延長	(2) 8	(2) 8	(2) 10	(2) 10	(2) 11
1時間延長	(50) 52	(49) 56	(51) 54	(53) 54	(53) 54
2時間延長	(11) 11	(9) 9	(5) 9	(4) 11	(6) 11
朝4時間・夜4時間延長	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1

※括弧内は補助対象施設数

8. 一時預かり事業

事業名 一時預かり事業 (担当課 子ども保育課)

事業開始年度	平成6年度		
6年度予算	21,398千円	前年度決算	15,209千円
補助率	国1/3、県1/3	根拠法令等	子ども・子育て支援法

目的 育児疲れ解消、急病や出産、断続的勤務・短時間勤務等を理由とした一時的な保育に対する需要に対応する。

事業内容 保護者の一時的な保育需要に対応できるよう保育所等の自主的な取り組みにより実施し、その促進を図るため補助事業を行う。

(1) 対象児童

児童福祉法第24条の規定による保育の実施対象とならない就学前児童であり、保護者の①短時間・断続的勤務、職業訓練、就学など、②傷病、災害・事故、出産、冠婚葬祭など、③育児等に伴う負担の解消などにより、一時的に保育が必要となる児童。

(2) 利用料

各実施施設により異なる。(1,700円～3,000円)

実施状況 (単位：人・施設数)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用児童数	3,439	2,496	1,084	1,106	1,110
実施施設数	(4) 35	(4) 37	(5) 24	(5) 23	(5) 26

※括弧内は補助対象施設数

9. 医療的ケア児保育支援事業

事業名 医療的ケア児保育支援事業 (担当課 子ども保育課)

事業開始年度	平成30年度		
6年度予算	17,394千円	前年度決算	2,336千円
補助率	国2/3	根拠法令等	国要綱

目的 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入が可能となるよう公立保育所の体制を整備することにより、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

事業内容 公立保育所において、胃ろう等の医療的ケアを要する児童を受入れるため、訪問看護事業所へ看護師の派遣委託を行い、医療的ケア児の保育を支援する。

10. 私立保育所・認定こども園運営費助成事業

事業名 私立保育所・認定こども園運営費助成事業 (担当課 子ども保育課)

事業開始年度	—		
6年度予算	189,096千円 (うちおむつ処分2,641千円)	前年度決算	201,352千円 (うちコロナ対策1,033千円)
補助率	—	根拠法令等	国・市要綱

目的 私立保育所及び認定こども園を利用している子どもや職員の安全・安心を含めた処遇の改善を図るため、運営に要する費用に対し助成を行い、保育事業の充実を図る。

事業内容

- (1) 加配保育士配置のための補助金
 - ① 充実保育士加配費助成
- (2) 職員厚生、処遇充実のための補助金
 - ① 退職手当共済掛金助成、② 加配保育士社会保険掛金助成
- (3) 認定こども園の保育所部分に対する運営費の補助金
- (4) 施設でのおむつ処分を推進するための補助金

助成施設実績

(単位：施設数)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
運営費補助	95	101	109	117	78

11. 私立保育所・認定こども園施設整備事業

事業名 私立保育所・認定こども園施設整備事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	—		
6年度予算	146,037千円	前年度決算	600,071千円
補助率	—	根拠法令等	国・県要綱

目的 私立保育所及び認定こども園の保育内容・保育環境の維持・向上を図るため、施設整備費に対し助成を行い、保育事業の充実を図る。

事業内容

- (1) 私立保育所施設整備費補助金
園舎新築・改築・増築等に要する経費に対し、整備費補助を行う。
- (2) 認定こども園施設整備費補助金
園舎新築・改築・増築等に要する経費に対し、整備費補助を行う。

助成施設実績

(単位：施設数)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
整備費補助	6	3	7 (2)	3	4

※括弧内は小規模保育事業所改修の内数

12. 公立保育所施設・備品整備事業

事業名 公立保育所施設・備品整備事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	—		
6年度予算	4,800千円	前年度決算	2,905千円
補助率	—	根拠法令等	児童福祉法

目的 公立保育所の老朽化した設備、備品の更新を行うことにより、保育環境の整備を図り、もって保育内容の充実・向上を目的とする。

事業内容

- (1) 保育事業用備品購入
保育用品、遊具、電器、楽器、棚、体育用備品、給食調理用備品などの購入
- (2) 保育所設備備品購入
設備備品の購入

実施状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
備品購入費	2,150	1,877	2,204	2,443	2,905

13. 公立保育所環境整備事業

事業名 公立保育所環境整備事業 (担当課 子ども保育課)

事業開始年度	公立保育所の見直し事業：平成12年度 公立保育所環境整備事業：平成17年度		
6年度予算	23,935千円	前年度決算	24,891千円
補助率	—	根拠法令等	児童福祉法、久留米市立保育所設置条例

目的 多様化する保育ニーズに対応し、保育所の持つ子育て支援機能の充実を図るとともに、より効率的・効果的な保育所運営を行うため、公立保育所を再編する。また、公立保育所の老朽化した園舎の改修工事を行うことにより、保育環境の整備を図り、もって保育内容の充実・向上を目的とする。

事業内容

(1) 公立保育所の見直し事業

平成14年度より順次、社会福祉法人に移譲することにより、延長保育等への取組みや施設改善等を推進する。(ただし、地域子育て支援センターの整備については「地域子育て支援センター事業」にて、民間移譲施設の特別保育充実のための事業は「延長保育事業」及び「一時預かり事業」にて、施設の改善のための事業は「私立保育所等施設整備事業」にて、それぞれ実施。)

事業計画

実施年度	14	15	16	17	18	19	20	21
移譲する保育所	千歳 安武	大橋	発心	聖徳	筑水	高良台 晴明	大善寺	青峰
子育て支援センターを設置する保育所	荒木	善導寺	松柏 犬塚	白峯		江南		

実施年度	22	23	備考
移譲する保育所	中村 菅原 竹野	川会 水縄 船越	平成23年度から川会・水縄・船越は指定管理制度を導入し、平成28年度から公私連携型保育所へ移行した。平成29年度に川会、令和5年度に水縄を私立保育所として認可した。
子育て支援センターを設置する保育所		大城	

(2) 公立保育所環境整備事業

老朽化した園舎の改修工事

① 保育所施設設備整備

屋根・外壁等の改修工事及び整備にかかる設計委託料など

② 保育所施設設備修繕

トイレ・保育室等の施設設備の修繕

実施状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
施設設備整備費	23,073	—	—	—	8,778
施設設備修繕費	4,310	—	—	—	14,299
委託料	972	—	—	1,705	1,814

14. 保育団体等助成事業

事業名 保育団体等助成事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	平成4年度		
6年度予算	7,939千円	前年度決算	7,749千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 保育協会等での研修事業や広報事業に係る事業費に助成を行うことにより、保育事業の充実、向上を図る。また、社会の変化に対応できる保育所職員の資質及び指導力の向上を図るため、研修を推進する。

事業内容

(1) 保育協会等補助事業

①久留米市保育協会補助金

久留米市保育協会主催の研修費、広報活動費及びそれらに必要な臨時職員雇用費等に助成を行う。

②久留米市認定こども園連絡協議会補助金

久留米市認定こども園連絡協議会主催の研修及び広報活動に必要な経費に対して助成を行う。

③ 浮羽乳幼児保健会補助金

浮羽乳幼児保健会主催の研修に必要な経費に対して助成を行う。

(2) 久留米市保育所連盟研修事業

保育所等職員の資質及び指導力の向上を図る研修会を企画する。

研修会名 基本研修：園長・主任・中堅・虐待防止・保育実践研修

課題研修：特別支援（3回）・初任者（5回）

専門研修：乳児保育（3回）・テーマ指定（4回）・食育（3回）

特別研修：久留米市研修大会

実施状況

(単位：人)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
参加人数	2,956	157	928	1,838	2,165

15. 保育所入所支度金奨励金事業

事業名 保育所入所支度金奨励金事業 (担当課 子ども保育課)

事業開始年度	昭和49年度		
6年度予算	1,195千円	前年度決算	405千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 同和地区乳幼児保育所入所支度金および奨励金は、同和地区で経済的に困窮している世帯の乳幼児の保育所入所を奨励し、もって児童福祉の増進を図る目的を持って支給する。

対象者 同和地区の乳幼児で、児童福祉法に基づき保育所へ入所した者の保護者
(所得制限有り)

交付基準額 支度金 23,000円

奨励金 12,000円 (利用者負担金(保育料)が上限)

実施状況

(単位：千円)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
交付額	857	236	115	147	405

16. 届出保育施設助成事業（旧：指定認可外保育施設助成事業）

事業名 届出保育施設助成事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	昭和61年度		
6年度予算	57,024千円	前年度決算	47,233千円
補助率	職員健康診断費のみ 国1/3 地域密着Ⅱ型一時預かり事業 国1/3、県1/3	根拠法令等	市要綱

目的 届出保育施設に入所している乳幼児の安全かつ健全な保育環境の確保と保育内容の充実を図る。

事業内容 対象となる届出保育施設について、運営費等の助成及び一時預かり事業に対する補助を行う。

（1）対象施設

乳幼児を6人以上保育している久留米市所在の届出保育施設のなかで、次の条件に適合する施設

- ①事業所内保育施設でないこと
- ②顧客のためだけに設置する施設でないこと
- ③1日の保育時間が原則として8時間以上であること
- ④設置届を提出し、6ヵ月以上経過していること

（2）届出保育施設助成事業

助成費交付基準に基づき、運営費、施設設備整備費及び健康診断費を助成する。

助成費交付基準

（基準適合保育施設）

（単位：円）

年齢	種類	運営費（月額）		施設設備整備費 （年額）	職員健康診断費 （年額）	児童健康診断費 （年額）
		昼間	夜間			
0歳		12,000	15,000	1施設の限度額 500,000 （ただし、申請 額の1/2を助成 対象とする）	1職員の限度額 4,200	1児童の限度額 3,000
1歳		9,000	12,000			
2歳		6,000	9,000			
3歳		4,500	7,500			
4歳		4,500	7,500			
5歳		4,500	7,500			

（基準適合保育施設以外の保育施設）

（単位：円）

年齢	種類	運営費（月額）		施設設備整備費 （年額）	職員健康診断費 （年額）	児童健康診断費 （年額）
		昼間	夜間			
0歳		8,000	10,000	1施設の限度額 500,000 （ただし、申請 額の1/2を助成 対象とする）	1職員の限度額 4,200	1児童の限度額 3,000
1歳		6,000	8,000			
2歳		4,000	6,000			
3歳		3,000	5,000			
4歳		3,000	5,000			
5歳		3,000	5,000			

実施状況

（単位：人・施設数）

区分	年度	R1	R2	R3	R4	R5
対象児童数		(285) 2,106	(197) 1,976	(145) 1,932	(269) 1,736	(276) 1,939
施設数		(2) 10	(2) 10	(2) 11	(2) 11	(2) 9

※括弧内は夜間の内数

(3) 一時預かり事業（地域密着Ⅱ型）補助金

平成22年度より、多様化する保育需要（夜間帯での一時預かりなど）に応えるため、一時預かり事業を実施する届出保育施設に対し、当該事業にかかる経費の一部を補助している。

令和5年度実施状況 補助対象 10施設

17. 産休等代替職員雇用費助成事業

事業名 産休等代替職員雇用費助成事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	平成20年度		
6年度予算	1,404千円	前年度決算	707千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 児童福祉施設等の職員が出産又は疾病のため長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合にその職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用するときに要する経費を助成することで、代替職員の任用を促進し、児童等の処遇の正常な実施を確保することを目的とする。

事業内容 産休等代替職員の経費を助成する。

18. 特別支援保育事業

事業名 特別支援保育事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	平成26年度		
6年度予算	292,389千円	前年度決算	357,133千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 養護児保育を充実させるため、民間保育所及び認定こども園に対して必要な経費を助成することにより、養護児の心身の発達及び養護児保育の質の向上を図ることを目的とする。

事業内容

(1) 特別支援保育事業費補助金

①加配保育士配置のための補助金

養護児加配保育士費助成

②職員厚生、処遇充実のための補助金

加配保育士社会保険掛金助成

(2) 養護児保育審査会報酬

養護児審査会委員に対する報酬

19. 保育士人材確保推進事業

事業名 保育士人材確保推進事業 (担当課 子ども保育課)

事業開始年度	保育士・保育所支援センター事業：平成25年度（無料職業紹介事業は平成26年度） 潜在保育士就職支援給付金給付事業：平成29年度 保育士奨学金返済支援事業：令和2年度 新年度保育士人材確保対策事業：令和3年度		
6年度予算	21,673千円	前年度決算	22,460千円
補助率	国 1/2（保育士・保育所支援センター事業）	根拠法令等	国・市要綱

目的 待機児童数0人の維持及び質の高い保育人材の安定的な確保を目的に、私立保育所等に対する保育士の雇用に係る経費の助成、新たに保育所等に就職する潜在保育士への給付金支給、奨学金の貸与を受けて保育士の資格を取得し、市内保育所等に勤務する保育士等への経済的支援を行う。

事業内容

(1) 保育士・保育所支援センター事業

- ・保育士の保育所等への就職に関する相談対応
- ・就職先保育所等の紹介、あっせん
- ・市内認可保育所等の求人情報の集約及び提供
- ・保育士募集等に関する保育所等からの相談対応
- ・保育士及び保育士資格取得希望者への就労に関する相談対応

(2) 潜在保育士就職支援給付金給付事業

保育所等に就職していない保育士資格を有する者で、新たに市内の保育所等に就職し、継続して就業する者に対して、給付金の支給を行う。

(3) 保育士奨学金返済支援事業

奨学金を利用して保育士資格を取得し、市内保育所等で5年以上継続して勤務する保育士等の奨学金返済費用の一部を補助する。

(4) 新年度保育士人材確保対策事業

年度当初の受入体制の確保にあたり、入所を可能とするための受入準備保育士の雇用を促進するため、4月1日及び5月1日時点の入所児童数に応じた必要保育士数を超えた配置に対して、その雇上費に係る経費の一部を私立保育所等に助成する。

20. 送迎保育ステーション運営事業

事業名 送迎保育ステーション運営事業 (担当課 子ども保育課)

事業開始年度	令和元年度		
6年度予算	15,111千円	前年度決算	14,654千円
補助率	国 1/2	根拠法令等	国要綱

目的 市周辺部の保育施設の空き定員を活用した入所待ち児童への対応

事業内容 久留米市江南保育園に送迎保育ステーションを設置し、保育士付き添いのもと専用バスで市内の保育施設へ送迎する。送迎保育ステーションの運営は外部委託し、運営に要する費用を負担するもの。

(1) 定員：20名

(2) 利用対象者：①1歳児以上、②二次選考対象者（一次選考漏れ、二次申込者）、③年度途中の希望者、

④前年度からの継続児

(3) 指定保育施設：6園（青木こども園・城島保育園・芦塚下田こども園・浮島保育園・敬愛文化幼稚園・江上保育園）

(4) 利用料：無料

21. 保育所等給食支援事業

事業名 保育所等給食支援事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	令和4年度		
6年度予算	89,784千円	前年度決算	73,245千円
補助率	県 1/2（対象施設） 残りは国の臨時交付金 10/10	根拠法令等	県・市要綱

目的 保育所等に対して給食費の一部助成を行うことにより、食材費等が高騰する中でも、保護者負担を増やすことなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食の実施がなされることを目的とする。

事業内容 令和6年4月から令和7年3月までの保育所等の給食費について補助を行う。

補助額 (1) 一月あたりの給食費の定めがある場合
給食費×15%×令和6年10月1日の在園児数×給食実施月数
(2) 一食あたりの給食費の定めがある場合
給食費×令和5年度における一月あたりの平均給食提供日数×15%
×令和6年10月1日の在園児数×給食実施月数
(3) 給食費の定めがない等、(1)及び(2)による算出が適切ではない場合
市が定める一月あたりの給食費5,000円×15%×(令和5年度における一月あたりの平均給食提供日数÷25日)×令和6年10月1日の在園児数×給食実施月数
※上限額は園児一人当たり1,100円

令和5年度実施状況 補助施設：94施設

22. 保育所等物価高騰対策支援事業

事業名 保育所等物価高騰対策支援事業（担当課 子ども保育課）

事業開始年度	令和4年度		
6年度予算	—	前年度決算	19,553千円
補助率	県 1/2（対象施設） 残りは国の臨時交付金 10/10	根拠法令等	県・市要綱

目的 コロナ禍における原油価格・物価高騰により負担が生じている保育所等に対し、光熱費及び送迎バスの燃料費の上昇分の一部を補助することにより、保育サービスの質を確保する。

事業内容 令和5年4月から令和6年4月までの保育所等の光熱費（電気については高圧契約で電気を受電する施設、ガスについては都市ガスを使用する施設に限る）及び送迎バスの燃料費について補助を行う。

補助額 【上半期：令和5年4月から令和5年9月まで】

1施設あたり (1) 電気 2,900円×利用定員数（令和5年7月1日時点）
(2) ガス 500円×利用定員数（令和5年7月1日時点）
(3) 燃料費 400円×利用定員数（令和5年7月1日時点）

実施状況 補助施設：53施設

補助額 【追加分：令和5年10月から令和6年4月まで】

1施設あたり (1) 電気 1,800円×利用定員数（令和5年12月1日時点）
(2) ガス 100円×利用定員数（令和5年12月1日時点）
(3) 燃料費 800円×利用定員数（令和5年12月1日時点）

実施状況 補助施設：53施設

23. 児童福祉施設一覧

(1) 保育所

令和6年4月1日現在

設置主体	施設の名称	所在地	利用定員	通常開所時間		延長保育	一時保育	園庭開放	休日保育	電話番号
				短時間保育時間						
久留米市	松柏保育園	野中町690	160	7:30~18:30 8:30~16:30				○		33-3995
	白峯保育園	山천시ノ上町3-33	120	7:30~18:30 8:30~16:30				○		43-5075
	善導寺保育園	善導寺町飯田562	90	7:30~18:30 8:30~16:30				○		47-1074
	荒木保育園	荒木町荒木1484	140	7:30~18:30 8:30~16:30				○		26-3313
	ひまわり保育園	白山町535-1	40	7:30~18:30 9:00~17:00				○		38-4108
	江南保育園	荘島町11-1	150	7:30~18:30 8:30~16:30			○	○		35-3827
	田主丸保育所	田主丸町常盤1221-2	220	7:30~18:30 8:30~16:30				○		0943-72-0329
	大城保育所	北野町大城121-1	120	7:30~18:30 8:30~16:30				○		78-3298
	犬塚保育園	三瀨町玉満1938	150	7:30~18:30 9:00~17:00				○		64-2020
社会福祉法人	かわい保育園	田主丸町志塚島972-2	75	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		0943-72-3584
	水縄保育園	田主丸町石垣1130-2	80	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		0943-72-2932
	船越保育所	田主丸町船越418-3	60	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		0943-72-0965
	わかぐさ保育園	野中町51-3	160	7:15~18:15 8:30~16:30		○	○	○		43-9738
	上津保育園	上津二丁目5-22	120	7:20~18:20 8:30~16:30		○				22-3420
	津福保育園	津福本町1941-7	120	7:00~18:00 8:30~16:30		○		○		32-2397
	鳥飼保育園	梅満町1398	230	7:00~18:00 8:30~16:30		○				33-4239
	水天宮保育園	京町313-1	120	7:00~18:00 8:30~16:30		○				33-0078
	水天宮のぎっこ	京町269-6	30	7:00~18:00 8:30~16:30						33-0076
	保育所草康園	南二丁目21-8	210	7:00~18:00 9:00~17:00		○	○			21-5887
	上旗保育園	御井町1600-24	170	7:00~18:00 9:00~17:00		○				43-1826
	美希保育園	安武町安武本1125	120	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		26-2960
	子鳩保育園	諏訪野町1615-1	80	7:15~18:15 8:30~16:30		○		○		22-0105
子鳩 分園	諏訪野町1614-7	20	7:45~18:45 8:30~16:30				○		22-0105	

設置 主体	施設の名称	所在地	利用 定員	通常開所時間		延長 保育	一時 保育	園庭 開放	休日 保育	電話番号
				短時間保育時間						
社 会 福 祉 法 人	保育所こどもの杜	藤山町356-1	70	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		65-8232
	明星保育園	国分町 875-37	70	7:00~18:00 8:30~16:30		○				21-6967
	宮ノ陣保育園	宮ノ陣五丁 目12-60	110	7:00~18:00 8:30~16:30		○				38-9446
	篠山保育園	城南町21-8	130	7:00~18:00 8:30~16:30		○		○	○	32-9655
	つばさ保育園	合川町235-1	80	7:00~18:00 8:30~16:30		○				43-5585
	ふじ保育園	大石町 329-24	120	7:00~18:00 8:30~16:30		○		○		32-5553
	こでまり保育園	善導寺町飯 田1283-1	130	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		47-4049
	かやのみ保育園	善導寺町飯 田359-2	90	7:00~18:00 8:30~16:30		○				47-3683
	住吉保育園	安武町住吉 1669	100	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		27-0700
	高良内保育園	高良内町 2578-1	130	7:00~18:00 8:30~16:30		○		○		43-0158
	小森野保育園	小森野五丁 目19-32	120	7:00~18:00 8:30~16:30		○				34-2929
	青い鳥保育園	上津町 2228-1012	90	7:00~18:00 9:00~17:00		○		○		22-3154
	金丸保育園	津福本町 514-2	140	7:00~18:00 8:30~16:30		○		○		39-5888
	金丸ぶらす	津福本町507	60	7:30~18:30 8:30~16:30				○		39-1200
	文殊乳児保育園	東合川七丁 目6-10	120	7:15~18:15 8:30~16:30		○	○	○		44-3388
	長門石保育園	長門石町538	140	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		38-7964
	ゆりかご保育園	津福今町 607-6	80	7:00~18:00 8:30~16:30		○		○		39-3466
	木の実保育園	東合川九丁 目8-1	240	6:45~17:45 8:30~16:30		○		○		43-2818
	ひいらぎ保育園	上津町 2143-1	90	7:00~18:00 8:30~16:30		○				51-0800
	千歳保育園	宮ノ陣町大 杜1065-1	100	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		33-3778
安武保育園	安武町武島 773-1	60	7:00~18:00 8:00~16:00		○	○	○		26-4455	
大橋保育園	大橋町合楽 85-1	90	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		47-0258	
発心保育園	草野町草野 527-1	50	7:30~18:30 8:30~16:30		○	○	○		47-0076	
聖徳保育園	津福本町 946-1	170	7:15~18:15 8:30~16:30		○		○		32-8566	

設置主体	施設の名称	所在地	利用定員	通常開所時間	延長保育	一時保育	園庭開放	休日保育	電話番号
				短時間保育時間					
社会福祉法人	筑水保育園	山本町耳納90-2	80	7:00~18:00 8:30~16:30	○	○	○		43-7051
	晴明保育園	西町871-1	210	7:00~18:00 8:30~16:30	○		○		33-4434
	りんごの木保育園	荒木町荒木1313	180	7:00~18:00 8:30~16:30	○	○	○		26-7154
	大善寺保育園	大善寺町藤吉879	120	7:00~18:00 8:30~16:30	○		○		26-2609
	わんぱく保育園	東櫛原町738-1	100	7:00~18:00 8:30~16:30	○				36-1895
	きらら保育園	小頭町10-22	80	11:00~22:00 11:00~19:00	○				38-4154
	竹野保育所	田主丸町竹野2127-1	80	7:00~18:00 8:30~16:30	○		○		0943-72-2368
	童心園	北野町今山666-1	70	7:30~18:30 8:30~16:30	○				78-4611
	報恩保育園	北野町高良1685-4	100	7:00~18:00 8:30~16:30	○				78-6100
	中村保育所	北野町中3135	130	7:00~18:00 8:30~16:30	○	○	○		78-3556
	城島保育園	城島町城島276	150	7:00~18:00 8:30~16:30	○		○		62-3444
	浮島保育園	城島町浮島360-4	30	7:00~18:00 8:30~16:30	○	○	○		62-2332
	西牟田保育園	三猪町西牟田4583	120	7:00~18:00 8:30~16:30	○	○	○		64-4270

(2) 保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園

令和6年4月1日現在

設置主体	施設の名称	所在地	利用定員	通常開所時間	延長保育	一時保育	園庭開放	休日保育	電話番号
				短時間保育時間					
社会福祉法人	江上保育園	城島町江上489	210	7:00~18:00 8:30~16:30	○	○	○		62-2311
学校法人	幼保連携型認定こども園 アイスクール幼稚園	野中町834-3	60	7:00~18:00 8:00~16:00	○				32-0815
	幼保連携型認定こども園 北野おおぞら幼稚園	北野町中687-2	70	7:00~18:00 8:00~16:00	○				78-0888
	幼保連携型認定こども園 くるめ天心幼稚園	安武町安武本718	40	7:30~18:30 8:00~16:00	○	○	○		26-3010
	幼保連携型認定こども園 マーヤ 永福寺幼稚園・保育園	御井町536-2	100	7:15~18:15 8:30~16:30	○	○	○		43-8331
	幼保連携型認定こども園 合川幼稚園	合川町502-1	60	7:30~18:30 8:30~16:30			○		43-3997

設置 主体	施設の名称	所在地	利用 定員	通常開所時間		延長 保育	一時 保育	園庭 開放	休日 保育	電話番号
				短時間保育時間						
学 校 法 人	幼保連携型認定こども園 つぼみ幼稚園・保育園	荒木町荒木 1920-2	60	7:00~18:00 8:30~16:30		○		○		27-2894
	幼保連携型認定こども園 久留米育英幼稚園・保育園	国分町 1630-2	75	7:00~18:00 8:00~16:00		○		○		21-9110
	幼保連携型認定こども園 久留米天使こども園	野中町1279	53	7:30~18:30 8:00~16:00				○		38-5448
社 会 福 祉 法 人	幼保連携型認定こども園 かおりこども園	宮ノ陣一丁目12-10	120	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		33-8570
	幼保連携型認定こども園 かおりガーデンこども園	宮ノ陣四丁目2-11	30	7:15~18:15 8:30~16:30		○		○		39-8880
	幼保連携型認定こども園 金島子ども園	北野町八重 亀594	80	7:15~18:15 8:00~16:00		○	○	○		78-7345
	幼保連携型認定こども園 青木こども園	城島町上青 木950-2	140	7:00~18:00 8:30~16:30		○				62-3276
	幼保連携型認定こども園 芦塚下田こども園	城島町芦塚 3-8	70	7:00~18:00 8:30~16:30		○				62-6065
	幼保連携型認定こども園 せいほうこども園	青峰二丁目 3-1	137	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		43-9502
	幼保連携型認定こども園 わらしこ保育園	荒木町下荒 木1631-3	111	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		26-2423
	幼保連携型認定こども園 星の子こども園	田主丸町菅 原800-1	100	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		0943-73- 1187
	幼保連携型認定こども園 白鳥こども園	荒木町白口 457	205	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		27-1334
	幼保連携型認定こども園 西久留米こども園	長門石一丁目1-57	218	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		39-5069
	幼保連携型認定こども園 みづまこどもえん	三潯町田川 362-1	122	7:00~18:00 8:30~16:30		○	○	○		64-2588

(3) その他の児童福祉施設

種 別	設置 主体	施設名称	所在地	定員	開設 年月日	敷地 面積	建物 面積	建物の構造	電話 番号
母子生活 支援施設	久留米市	久留米市 松柏園	—	30	S28. 11.30	2,680.0	1,713.00	鉄筋コンクリート造 二階建一棟 鉄筋コンクリート造 三階建二棟	—
児童養護 施設	社会 福祉 法人	久留米 天使園	御井町 2187	60	S23. 1.1	—	—	—	43-3418

※表記のない市外局番は0942です。

IV. その他の児童福祉事業

1. 児童手当

事業名 児童手当 (担当課 家庭子ども相談課)

6年度予算	5,685,860千円	前年度決算	4,773,415千円
補助率	3歳未満被用者：国37/45、県4/45 その他：国4/6、県1/6	根拠法令等	児童手当法

目的 子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

(1) 児童手当及び子ども手当の支給額の変遷

制度の沿革	子ども手当 (つなぎ法)	子ども手当 (特別措置法)	(改正)児童手当	児童手当 (所得上限追加)	児童手当 (抜本的拡充)
開始時期	平成22年4月 (平成23年4月)	平成23年10月	平成24年4月	令和4年6月	令和6年10月
支給対象	中学校修了前	中学校修了前	中学校修了前	中学校修了前	高校生年代まで
支給金額(月額)					
3歳未満	1人につき 13,000円	15,000円	15,000円	15,000円	(第1・2子) 15,000円
3歳以上小学校修了前 (第1・2子)		10,000円	10,000円	10,000円	(第1・2子) 10,000円
3歳以上小学校修了前 (第3子以降)		15,000円	15,000円	15,000円	
小学校修了後 中学校修了前		10,000円	10,000円	10,000円	
高校生年代					
0歳から高校生年代 までの第3子以降					30,000円
備考	所得制限なし	所得制限なし	・制限額以上 児童1人 5,000円支給 (特例給付)	・制限額以上 児童1人 5,000円支給 (特例給付) ・上限額以上 支給なし	所得制限の廃止 対象年齢の拡大 第3子加算拡充

児童手当創設：昭和47年

(2) 支給状況

(単位：人・千円)

年度 区分			R1		R2		R3		R4		R5	
			人員	前年比 (%)								
対象 児童	3歳未満	被用	5,487	1.8	5,346	△2.6	5,161	△3.5	4,839	△6.2	4,632	△4.3
		非被用	1,272	1.8	1,195	△6.1	1,072	△10.3	956	△10.8	955	△0.1
	小学校修了前	被用	18,654	△1.8	18,554	△0.5	18,547	0.0	18,339	△1.1	17,804	△2.9
		非被用	4,974	△3.7	4,888	△1.7	4,583	△6.2	4,539	△1.0	4,499	△0.9
	中学校修了前	7,031	2.1	6,959	△1.0	7,113	2.2	7,003	△1.5	7,101	1.4	
	特例 給付	2,928	6.7	3,032	3.6	3,146	3.8	1,160	△63.1	1,092	△5.9	
	支給額	5,194,735	△0.8	5,158,215	△0.7	5,095,380	△1.2	4,911,735	△3.6	4,773,415	△2.8	

2. 特別児童扶養手当

事業名 特別児童扶養手当 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	昭和 39 年度		
6 年度予算	—	前年度決算	—
補助率	—	根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律

目的 精神または身体が障害の状態にある 20 歳未満の児童を養育している父または母、父母に代わって養育している方へ手当を支給することにより児童の福祉の増進を図る。ただし、一定の所得制限がある。

支給状況

区分		年度	R1	R2	R3	R4	R5
受給者	1 級		318	305	301	286	296
	2 級		534	590	620	704	783
手当額	1 級		52, 200	52, 500	52, 500	52, 400	53, 700
	2 級		34, 770	34, 970	34, 970	34, 900	35, 760

3. くるめっ子応援給付金給付事業

事業名 くるめっ子応援給付金給付事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	令和4年度		
6年度予算	—	前年度決算	539,593千円
補助率	—	根拠法令等	市要綱

目的 新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響による子育てに係る支出の増加を勘案し、18歳以下の子どもがいるすべての子育て世帯に対し、生活の支援を行うため給付金を支給する。

支給状況

支給区分	単価	支給世帯数 (世帯)	支給児童数 (人)	給付額 (千円)
申請不要分 (児童手当受給者等)	子ども1人あたり1万円	29,154	51,379	513,790
申請必要分 (公務員・高校生のみ養育世帯等)		674	926	9,260
合計		29,828	52,305	523,050

4. 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

事業名 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	令和3年度		
6年度予算	—	前年度決算	574,177千円
補助率	10/10	根拠法令等	国要綱

目的 新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、食費等により支出の増加の影響を勘案し、給付金を支給し、生活の支援を行う。

支給状況

支給区分	内訳	単価	支給世帯数 (世帯)	支給児童数 (人)	給付額 (千円)
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者	子ども1人あたり5万円	3,240	5,134	256,700
	公的年金受給者		21	28	1,400
	家計急変者		167	264	13,200
その他世帯	児童手当・特別児童手当受給者(非課税世帯のみ)		2,789	5,395	269,750
	家計急変者等		179	338	16,900
合計			6,396	11,159	557,950

5. 出産・子育て応援給付金給付事業

事業名 出産・子育て応援給付金給付事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	令和4年度		
6年度予算	256,659千円	前年度決算	406,615千円
補助率	国4/6、県1/6 (システム改修費は10/10)	根拠法令等	国要綱

目的 全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、「経済的支援」となる給付金を支給する。

支給状況

支給区分	単価	支給世帯数 (世帯)	支給人数 (人)	給付額 (千円)
出産応援給付金(遡及対象含む)	妊婦1人あたり5万円	4,432	4,454	222,700
子育て応援給付金(遡及対象含む)	子ども1人あたり5万円	3,119	3,160	158,000
合計		7,551	7,614	380,700

6. 発達支援事業

事業名 子ども発達支援センター機能整備事業（担当課 幼児教育研究所）

事業開始年度	昭和 39 年度		
6 年度予算	30,599千円	前年度決算	29,566千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 発達の遅れや障害のある幼児を対象に、相談・療育・訓練の事業を実施し、発達を支援する。

事業内容 発達支援事業

○相談事業

相談名	相談内容	相談日	利用乳幼児数（人）				
			R1	R2	R3	R4	R5
電話相談	子どもの成長・発達で気になる点について、電話で相談を受ける。相談内容に応じて必要な方は、初回面談につなぐ。	月～金曜日 9：00～17：15	326	284	247	262	305
初回面談	子どもの発達に関する困り感を聴取し、育児に関する助言を行い、必要に応じて専門相談につなぐ。	相談の内容及び相談員により異なる	241	227	209	194	280
専門相談（医療）	小児科医師による診察にて子どもの発達上の課題を明確にし、必要に応じて診断を行う。 診断を基に適切な支援につなぐ。		470	494	402	474	453
専門相談（心理）	臨床心理士・公認心理師が、子どもの発達上の課題を明確にするため、各種心理検査を実施する。 また、必要に応じて面談等を行う。		271	354	337	336	383
専門相談（福祉）	社会福祉士が、福祉サービスの説明や関係機関との連携を行う。		R6 年度から人数の集計を実施				
発達フォーロ－相談	久留米市特別支援保育事業の一環として加配保育士が配置され入所した養護児の心身の発達を助長するための指導援助を実施する。 （久留米市特別支援保育実施要細第8条）		164	117	133	122	135
巡回相談	発達の気になる園児について、各園での支援を推進するため、講師（専門職の巡回相談員）が、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育施設、届出保育施設を訪問し、園児への支援方法等についての助言を行う。		園から依頼を受け 相談員が調整した日 （月に最大10回） 9：30～12：30	290	236	176	207

○療育事業

学級名	療育内容	療育日		来所幼児数(人)					
				R1	R2	R3	R4	R5	
パール学級 ピッコロ学級	「パール学級」 生後2カ月から歩行前の乳児に、 親子プレイを行う。 「ピッコロ学級」 生後5カ月からの歩行前の乳児に 感覚機能や運動機能の発達を促す 「赤ちゃん体操」を行う。	パール 隔週 木曜日	15:00~	189					
ひよこ	0歳児から5歳児までの乳児に、 個の特性に応じて、認知・言語の発 達、心理的な安定、行動統制やソー シャルスキルを促すための小集団 療育を行う。 令和2年度以降、コロナ禍のため、 1クラスの人数制限を行った上で、 クラスを増設した為、頻度を半減さ せ、実施をしている。	①	金曜日	9:30~ 10:20 10:50~ 11:40	6,554	3,382	2,741	3,948	3,954
年少		赤	木曜日	10:50~ 11:50					
		青	金曜日	9:30~ 10:30					
年中		赤	月曜日	10:00~ 11:00					
		黄	火曜日	10:00~ 11:00					
			金曜日	9:30~ 10:30					
			水曜日	9:30~ 10:30					
年長		赤	月曜日	13:30~ 14:30					
		黄	火曜日	13:30~ 14:30					
			金曜日	9:30~ 10:20					
	青 (緑)		水曜日	13:30~ 14:30					
つくし学級 りす学級	「つくし学級」 2歳児以下を対象として、各々の対 象児の特性に応じた育児支援を行 い、親子遊びを通して、発達や親子	つくし 毎週 水曜日 りす	つくし 10:55~ 11:45 りす 9:30~	363	351	320	348	386	

	の愛着を促すことを目的とする。 「りす学級」 2歳児以下で他児への意識が芽生えた子どもを対象に、小集団での活動、及び育児支援を臨床心理士・公認心理師により行う。	毎週 金曜日	10:30 及び 10:40～ 11:40					
--	--	-----------	--------------------------------	--	--	--	--	--

○訓練事業

訓練名	療育内容	療育日		来所幼児数（人）				
				R1	R2	R3	R4	R5
言語訓練	原則としてことばの発達に遅れのある3歳児以上の幼児に、個別の訓練を行う。	月～金曜日	9:00～16:00	2,701	2,511	2,613	2,722	2,792
動作訓練	運動発達の遅れや運動機能面での障害を有す幼児に、機能訓練（動作訓練）を行う。	第2・4 火曜日	9:20～12:00	212	200	86	104	
行動訓練 ーポプラー	日常生活での適応や行動及び情緒に課題のある幼児に、特性に応じた個別の訓練を行うとともに、保護者への支援を行う。	毎週金曜日	9:20～15:00	787	626	528	633	507
作業訓練	発達に遅れ、または偏りのある就学前の子どもに対して、適切な行動を身に付け、社会への適応を促す個別の訓練を行う。	第1・3 火曜日 第2・4 火曜日	9:00～12:00 9:00～16:00					202

○調査・研究事業

- ・所員による共同研究 令和5年度の研究主題
園での支援に活かすことができる療育活動や支援方法の追求
～保育所等のニーズや困り感を捉えた上での療育活動と通して～

○研修事業

- ・幼児教育研究推進事業による研修（令和2年度以降は、人数制限あり）

事業名	目的と内容	参加者数（人）				
		R1	R2	R3	R4	R5
幼保小合同研修事業	幼児保育教育の質的向上と幼・保・小の連携	621	157	395	538	521

○広報啓発事業（令和2年度以降は、人数制限あり）

事業名	目的と内容	参加者数（人）				
		R1	R2	R3	R4	R5
子育て講演会	子どもの発達を促すための、教育・保育等の面からの必要な支援に関する情報の提供	213		78	39	37
ペアレントトレーニング	利用保護者に対するペアレントトレーニング	216	73	114	93	128

事業名	目的と内容	回数
所報「幼研だより」	4つの事業の紹介や取組の成果等の発信	年3回発行
啓発誌「にじのかけ橋」 －入学するお子さんの保護者のみなさんへ－	小学校入学を控えた子どもの保護者に対する、入学に際しての心得や学校生活の情報の提供	年1回発行（1月頃）

7. 青少年の非行を生まない社会づくり事業

事業名 非行を生まない社会づくり事業（担当課 青少年育成課）

事業開始年度	平成 27 年度		
6 年度予算	917千円	前年度決算	3,629千円
補助率	—	根拠法令等	—

目的 家庭、地域及び関係団体等が連携し、地域全体で子どもたちを見守り育てることで、子どもが安全に安心して生活できるまちづくりを推進する。

事業内容 子どもたちが健やかに成長していける社会を実現させるためには、少年非行の未然防止や子どもの安全の確保、さらには非行からの立ち直りへの支援などの青少年問題の解決が重要である。それには、地域全体で子どもを育てることへの理解や協力のもと、地域全体が連携して子どもたちの安全安心を見守っていきけるよう、家庭や地域の意識を高める啓発活動や、地域の安定的な活動を助長するための支援などの体制強化を図る。

○少年非行・薬物乱用防止対策

取組概要 児童を対象にした薬物乱用防止教室や非行防止教室を行い、自分を大切にする意識を醸成し、非行の未然防止を図る。また家庭の教育機能を高める講演会等が円滑に行えるよう助成を行う。

実績

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
薬物乱用防止教室開催学校数	53	43	47	44	45
家庭教育支援事業利用校区数	6	3	3	5	4

○安全確保対策

取組概要 青パトによる街宣活動を行うことで、不審者による被害の未然防止に努めるとともに、地域の見守り活動が安定的に行えるよう、ベスト配布や助成等の支援を行う。

実績

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
安全パトロール隊へのベスト配布枚数	261	345	285	136	136

○立ち直り支援対策

取組概要 「みらくるホーム」を非行等少年の居場所として提供するとともに、来所少年に対し、規範意識の醸成や就労などの支援を行うことで、社会人としての自覚を高めさせ社会的自立を助長する。

実績

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
少年の利用延件数	695	336	158	59	69
関係者の利用延件数	195	126	139	82	18
新規支援少年数	13	7	0	2	0

8. 要保護児童対策地域協議会事業

事業名 要保護児童対策地域協議会事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	平成 17 年度		
6 年度予算	3,681千円	前年度決算	2,720 千円
補助率	—	根拠法令等	児童福祉法

目的 支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援、並びに関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、地域協議会の運営を行う。

事業内容

- (1) 代表者会議の開催 (年 1 回程度)
地域協議会の各機関・団体の代表者により構成され、支援対象児童等対策全般について情報交換、機関連携のあり方等について協議する。
- (2) プロジェクト会議の開催 (必要時)
協議会の運営、庁内ネットワーク、セーフコミュニティ等、重点的に取り組むべき課題について、内容に応じてメンバーを選出し協議する。
- (3) 実務者会議の開催 (月 1 回)
実務者会議内に設置している特定妊婦・乳幼児部会及び児童生徒部会において、要保護児童対策地域協議会で進行管理中の虐待ケースの関係部署・関係機関の担当者が集まり、児童や家庭の状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行う。
- (4) 個別ケース検討会議の開催 (随時)
個別の支援対象児童等について、直接関わりを有す担当者等が参集し、関係機関間で積極的な情報提供を行い、具体的な支援内容を検討する。

虐待の内容別件数 (実人数)

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
身体的虐待	69	87	100	114	114
性的虐待	3	3	5	9	9
心理的虐待	142	172	174	191	211
ネグレクト	89	98	117	181	174
計	303	360	396	495	508

9. 家事・育児訪問支援事業

事業名 家事・育児訪問支援事業 (担当課 家庭子ども相談課、こども子育てサポートセンター)

事業開始年度	平成 22 年度		
6 年度予算	8,893 千円	前年度決算	1,585 千円
補助率	国 1/3、県 1/3	根拠法令等	児童福祉法

目的 家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭に対して支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

事業内容 支援が必要な家庭に支援員を派遣し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、下記に掲げる支援を実施する。なお、令和 5 年度までは養育環境改善家事援助事業として実施し、令和 6 年度に拡充。

- (1) 家事支援 (食事の準備・片付け、洗濯、掃除、買い物代行など)
- (2) 育児支援 (育児のサポート、保育所等への送迎支援など)

実績

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5
世帯	5	10	11	14	12
回数	102	116	230	145	328

10. 支援対象児童等見守り強化事業

事業名 支援対象児童等見守り強化事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	令和 2 年度		
6 年度予算	13,192 千円	前年度決算	12,026 千円
補助率	国 2/3	根拠法令等	国要綱

目的 民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制の強化を図ることを目的とする。

事業内容

居宅を訪問するなどして、子どもの状況把握を行うとともに、次に掲げる支援を実施する。

- (1) 食事の提供 (配達等を含む。)
- (2) 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導又は学習習慣の定着等の学習支援

実績

(単位：人)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	
利用児童数	193	199	207	231	
内訳	食事の提供等	103	172	181	207
	学習支援等	90	27	26	24

※令和 2 年 10 月事業開始

11. 子どもの権利等啓発事業

事業名 子どもの権利等啓発事業 (担当課 家庭子ども相談課)

事業開始年度	令和3年度		
6年度予算	3,811千円	前年度決算	3,142千円
補助率	子どもワーク 国 1/3 県 1/3 教職員ワーク 国 1/2	根拠法令等	—

目的 児童虐待通告件数は毎年増加し続けており、多様化・複雑化する児童虐待問題への対応及び未然防止のための取組がますます重要となってきている。

このような中、子どもの命や生活を守るために、子どもが権利について学び、自ら相談する力を育成することを目的に、小学校や保育所でCAPプログラムを実施する。併せて、教職員及び保育士並びに保護者等に対して、子どもの権利のほか、暴力被害や不適切な養育環境に置かれた子どもの発見や理解、対処方法等について研修を実施する。

※CAPプログラムとは、子どもが子ども自身の権利を知り、いじめ・虐待などの様々な暴力から自分を守る方法等を考え共有する暴力防止のための予防とSOSの出し方に関する教育プログラム

事業内容 NPO法人にじいろCAPへ委託し、久留米市立小学校、久留米特別支援学校、県立久留米聴覚特別支援学校、久留米市立保育所にて、児童生徒、教職員、保育士、保護者等を対象として、ワークショップ及びセミナーを実施する。

実績 (単位：校)

区分 \ 年度	R3	R4	R5
児童向け	41	47	45
教職員向け	43	23	22

12. ヤングケアラー支援事業

事業名 ヤングケアラー支援事業 (担当課 こども子育てサポートセンター)

事業開始年度	令和4年度		
6年度予算	5,399千円	前年度決算	8,392千円
補助率	国 1/2・2/3	根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法

目的 ヤングケアラーに対する支援を充実させるため、福祉、医療、教育などの関係機関が連携して、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげる。

事業内容 相談窓口を開設して、福祉・医療・教育などの関係機関の連携により、ヤングケアラーを早期発見・把握する仕組みを構築し、ヤングケアラーに寄り添った支援を行う。

13. 若者相談支援事業

事業名 若者相談支援事業 (担当課 青少年育成課)

事業開始年度	令和4年度		
6年度予算	493千円	前年度決算	171千円
補助率	—	根拠法令等	子ども・若者育成支援推進法

目的 近年、家族形態やライフスタイルの多様化、都市化の進行、情報化社会の進展などの社会環境の変化等に伴い、若者が抱える困難は複雑化・深刻化している。このような状況に、従来の個別分野ごとの対応では限界があるため、生活困窮、ニート、ひきこもり等様々な困難を抱える若者のための相談窓口を設け、関係機関・団体等と連携協力しながら、若者が社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。

事業内容 市青少年育成センター内に、概ね中学校卒業後～39歳までの若者を対象とする相談窓口を設置し、関係機関・団体等と連携協力しながら、適切な支援機関等の紹介、情報提供、マッチング等、一人一人に寄り添った支援を行う。また、相談対応の過程で同じような悩み・困難を抱える者同士の交流の場や仲間づくりのサポート等も行う。

相談件数 (延べ件数)

区分	年度	R4	R5
	新規		74
継続		641	1,113
計		715	1,210